

近世日本の強制隠居慣行

—— 武家・公家・商家・農家の場合 ——

萬代 悠

はじめに

- 一 「家」と家長をめぐる研究史
 - 二 武家の家長と強制隠居慣行
 - 三 公家の家長と強制隠居慣行
 - 四 商家の家長と強制隠居慣行
 - 五 農家の家長と強制隠居慣行
- おわりに

はじめに

近世日本の人びとの行動は、何に制約を受けていたのか。これは、近世日本の特徴を浮き彫りにするためにも、極めて重要な問いである。現在の私たちがそうであるように、基本的に人びとは、思い立った行動をすぐさま自由に実行に

移すのではなく、何らかの規制や慣習、しがらみを念頭に置いて実際の行動を決定する。換言すると、自らが直面する規制や慣習、しがらみを確認したうえで、自らの行動がそれらと衝突したときにこうむる将来的損失を予測し、当初に思い立った行動を実行に移さない（移せない）場合もあったはずである。この将来的損失は、懲罰や刑罰はもとより、それらが招く経済的、社会的不利益も含む。史料を読むうえでは、登場人物がなぜそのような行動に至ったかについて、当時の規制や慣習、しがらみを十分に理解しなければならない。⁽¹⁾

周知のとおり、近世日本の人びとの行動原理については、思想史・社会史研究の分野で多くの蓄積がある。とくに商家・農家の場合、石田梅岩の石門心学や二宮尊徳の報徳仕法、幕府諸藩の教化政策が商家・農家に勤労、節儉、和合を強く促し、禁欲的・勤勉的生活規律やモラル・エコノミー（道徳経済）的価値観が根づくようになったことが指摘されてきた。⁽²⁾ これらも、たしかに人びとの行動に対する制約に相当する。しかし一方で、人びとが何に不安や脅威を感じ、なぜそのような行動に至ったのかについても、十分に説明していく必要がある。

もとより、道徳的な行動の動機は没落への危機感であったことがすでに指摘されているが、筆者は、とくに家長の言動が親族たちから不断の監視を受けていたこと、この監視と逸脱時の懲罰が行動の動機の一因になったことを重視したい。これは、近世日本の「家」制度のもと、家長たちは常に家長の座からの転落を脅かされていたために、勤労、節儉、和合にもとづく行動をとらざるをえなかったことを強調するものである。

当然、家の経営状態や家長の心身状態によっては、家長が目先の利得（利益、満足度）に飛び付く場合もあった。⁽⁴⁾ 強制隠居が実際に執行された例は、概ねこれに相当したと思われる。しかし、本稿においては、基本的に家長は、不行跡を働いた場合の将来的な損失（自らへの懲罰、制裁）を正常に判断できたという前提で議論を進める。

さて、本稿でいう「家」とは、「固有の「家名」「家産」「家業」をもち、先祖代々への崇拜の念とその祭祀を精神的

支えとして、世代を超えて永続していくことを志向する組織体⁽⁶⁾である。かつて中田薫は、とくに「家」の財産について次のような指摘をした。「家」の財産とは、家長が子孫に継承すべく先祖より譲り受けたものであり、当代家長は「家」の一時的な代表者として家産を管理する管財人に過ぎなかった。しかも、当該管財人は財産管理に不適格であると親族（家族、親類）会議が判断した場合、管財人、すなわち家長の座を強制的に解くことが可能であった。⁽⁷⁾

大藤修によると、農家の家長の権限は、①対外的な「家」代表権、②家産管理権、③家業経営権、④祖先祭祀権、⑤家内の管理・統率権に要約できるが、これら家長権は「家」永続の目的のために行使されてこそ正当性を持つものであり、家長も「家」の規範に拘束された。だからこそ、家長が不行跡と判断された場合には、親族（家族・親類）から強制隠居を通告された。実際、隠居の父母による実子家長の勘当や養子家長の離縁、あるいは子や手代（奉公人）による家長の強制隠居の例が報告されている。⁽⁸⁾

とくに商家で著名な例は、三井高美（三井北家三代・高房の長男^{たかふさ}）の追放である。三井家の家法書である「宗竺遺書」には、三井同族のうち、親分（同族の長）の指示を聞かず、家業などを疎略にした家長は、同族会議の決議を経て強制的に隠居させられるか、伊勢に押込を命じられる、とある。高房が延享元年（一七四四）に作成した「家法内慎書」にも、三井同族の家長が（親分かどうかに関係なく）不行跡であれば、同族会議の決議を経て、同族たちがその者に忠告を加えること、それでも行状が直らない場合には、伊勢への押込を執行し、和歌山藩に届け出て、適切に相続をすべきことが確認されている。このような不行跡の同族家長に対する制裁規定がありながら、高美は借財と遊興を重ね、同族から不行跡と認定された。そこで宝暦六年（一七六二）八月、三井同族は、高美からの依頼による縁切りの形を取り、高美への財産分与を認めるといふ温情措置をとった。ところが同年一二月、高美はそれでも散財と借財を続けたので、同族と役つき手代八三名の承認のもと、同族組織から完全に追放された。⁽⁹⁾このように、不行跡の同族家長に対する

制裁規定や、追放の執行がみられた三井の例は、近世日本の同族経営の特徴としても注目されてきた。

では、不行跡家長に対する強制隠居の慣行は、近世日本の特徴として、どこまで一般化できるものなのか。現状、自らが分析する家、地域では、強制隠居の規定がみられる史料が現存していないから、不行跡の家長に対する強制隠居の可能性を考慮しないとする風潮もあるように感じられる。しかし、史料の不在と制度（慣行）のそれは同じとは限らない。本稿の目的は、武家・公家・商家・農家を事例に、強制隠居の慣行や実例が広くみられたことを明らかにする。とくに商家・農家については、可能な限り全国から事例を集め、概ね全国のどこであっても、不行跡家長に対する強制隠居の可能性があったことを提起する。なお、商家と農家の区別は、さしあたり、都市部に本拠を置く者を商家、農村部に本拠を置く者を農家とした。

- (1) この見解は、以下の研究に基づく。Greif, *A Vener Institutions and the Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*. Cambridge University Press, 2006 (岡崎哲一・神取道宏監訳『比較歴史制度分析』NTT出版、二〇〇九年)、石黒真吾『ゲーム理論の基礎』(中林真幸・石黒真吾編『比較制度分析入門』有斐閣、二〇一〇年、五五～五九頁)、石黒真吾『契約の経済理論(一)』(中林真幸・石黒真吾編『比較制度分析入門』有斐閣、二〇一〇年、一三八～一六七頁)、中林真幸『取引の統治と諸市場の逐次的な拡大』(中林真幸編『日本経済の長い近代化—統治と市場、そして組織—一六〇〇～一九七〇—』名古屋大学出版会、二〇一三年、一～四三頁)など。
- (2) 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』(平凡社、一九九九年)、小関悠一郎『明君』の近世—学問・知識と藩政改革—』(吉川弘文館、二〇一二年)、大藤修『近世庶民社会論—生老死・「家」・性差—』(吉川弘文館、二〇一二年)など。
- (3) 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』(平凡社、一九九九年)、三〇～三七頁。
- (4) これについては、萬代悠『畿内豪農の「家」経営と政治的役割』(『歴史学研究』第一〇〇七号、二〇一二年、七二～八

四頁)を参照。

- (5) 家長が強制隠居などの制裁を受ける基準としては、義務不履行や犯罪行為による懲罰、事業失敗や放蕩による経営悪化、序列の降格や格式の剝奪による社会的地位低下などがあったと考えられ、これらを不行跡と表現する。
- (6) 大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』(吉川弘文館、一九九六年)、一頁。
- (7) 中田薫『法制史論集 第一巻』(岩波書店、一九二六年)。
- (8) 大藤修『近世庶民社会論―生老死・「家」・性差―』(吉川弘文館、二〇二二年)、一三四―一三五頁。
- (9) 賀川隆行『近世江戸商業史の研究』(大阪大学出版会、二〇一二年)、二四七―三五五頁。

一 「家」と家長をめぐる研究史

実は、家長が一時的な管財人であり、親族会議の監視下にあったことを重視した研究は多いとはいえない。これまで近世日本の「家」の財産、経営については、とくに「家」の成立や構成、意識、相続という観点からの研究が多く蓄積されてきた。

戦後歴史学の場合、近世社会の基礎階層である小農民が「家」を構成し「自立」していく時期と背景に注目が集まった。当該研究は、小農民の経営的「自立」から幕藩体制の特質を論じ、その分解から幕藩体制の解体を展望しようとした。⁽¹⁾近年の社会史研究においては、惣村の成立と小経営の自立化という一七世紀までの経験を経て、百姓の「家」が一般的に成立していく画期が一七世紀後半であり、これが近世の村(小百姓の村政参加)を特徴づけるとする研究も提示された。⁽²⁾もとより、歴史民俗学にも研究の蓄積があるが、「家」の成立をめぐることは、母屋・付属屋や墓石の分析から、実態として、意識としての「家」の成立時期を捉え直す研究が発表されている。⁽³⁾

一方、歴史社会学の場合、系譜関係、経営体としての「家」に注目が集まり、前者では血縁、後者では同族団（「家相互の連帯」）がとくに追究されてきた。⁽⁴⁾ この系譜の継承と経営体の維持の要因を解明するにあたっては、「家」の相続という分析視角が有効であったから、商家の家訓の分析を通して継承財の維持要因を問う研究、農家の系図・宗門改人別帳（戸籍簿）の分析を通して家督継承者、相続者の選定条件を問う研究⁽⁵⁾が発表された。さらには、婚姻という視点から、家業や家産、家名を後世に継承するための運用、努力のありようを比較史的に分析する企画も発表されている。⁽⁷⁾

このように、「家」自体の維持、継承については研究が積み重ねられた。⁽⁸⁾ しかし家長そのものよりも、「家」の成立と構成、あるいはそれを支える同族団の連帯と存続に注目が集まったためか、「家」の維持と継承に対する家長の責務という点は、十分に検討されてこなかった。この点で筆者の関心と近いのは、法制史学の成果である。

日本法制史研究の場合、近世の家長にウェーバーのいう家長権（家族や家産に対する統制、管理権）がどの程度備わっていたのかという、家長長制の是非をめぐる論争があった。⁽⁹⁾ 当該論争での議論のひとつは、家長の権限の程度と範囲であったが、ここで注目すべきは、家長の権限に対する制約という視点も提示されていたことである。この制約をどのように理解するかで、近世日本特有の家長権に対する評価が変わった。

たとえば、鎌田浩は、正当性と神聖性を付与する伝統（先祖代々の家観念）が家長を拘束したと評価し、⁽¹⁰⁾ 大竹秀男は、家長権は家父の人格的権威を基礎とすると主張しながらも、家長が「家」の権威を利用した反面、「家」に属したために「家」からの拘束を受けたと評価した。⁽¹¹⁾ これらの研究は家長権に対する制約を指摘した点で示唆的だが、この制約を受けた家長の責務という点については、「家」権威の源は代々の家長によって蓄積された家の業績・名誉であり、かかる「家」すなわち「先祖代々」に対する家長自身の恭順を前提として、具体的には「家」の存続繁栄のために家長権が発動される限りにおいて、その正当性が保障される⁽¹²⁾とといったものであり、近世農家の家長が「家」の存続繁栄のため

めに」どのような義務を負ったのかは、必ずしも明示的に説明されなかった。そして、当該家長がそれを逸脱するとどのような不利益をこうむるのかも、家長長制論争では関心の中心に位置しなかった。

これに対し、冒頭で述べた中田の指摘は現在においても輝きを失っていない。戦前、古本屋で某江戸商家の家法書を入手、分析した中田は、当該史料から「先祖丹精を以取立被相讓候身上向、(中略)先代々より預りものと急度相心得可申候事」という文言を発見し、家長は家産の一時的な管財人であるとの確に表現した。そして、「一、時之主不埒之筋等相募候儀も有之候歟、不筋之事抔取計候儀も有之候ハ、別家店内親類中其外二而も実命之衆中一同寄集り、実意之及評議、不埒之主者聊之手当遣し、隠居為致押込可申候事」という文言にも注目し、家長に「不埒」の行為があった場合には、別家親類は会議を経て家長を押し込隠居させることができたことも指摘した。⁽¹³⁾

当時、家督相続をめぐる法制度に関心を持っていた中田は、「家」の視点から当該史料を分析することはなかった。しかし、先述の家父長制論争をふまえると、家長は、管財人として家産を適切に管理、運用する責務を負っており、あくまで一時的な管財人に過ぎなかったからこそ、仮に家産管理に不適格であると親族から判断された場合、強制的に隠居させられたことになる。当代家長は、管財人としての能力を親族、すなわち「家」から不断に監視、拘束されたといつてよい。これが、家長の行動に対する「家」の制約である。

中田の分析した家法書が商家のものであったからか、あるいは、史料紹介的に載せられたために注目されなかったか、判然としないが、この中田の指摘は家父長制論争において注目を浴びなかった。⁽¹⁴⁾管財人、そして強制隠居という視点から、近世農家の家長を本格的に論じたのは、法制史学ではなく、生活史・社会史研究者の大藤修である。

大藤は、下総国香取郡松沢村(現千葉県佐原市)の名主宮負定雄が天保二年(一八三一)に著した『民家要術』を引用し、「親より富貴の家財を譲受けたる子孫の心得は、田圃家財は先祖父母より預り物にして己が物には非ずと思ふべ

し、(中略) 譬ていは、その家を起したる先祖父母は主人の如く、其子孫は手代番頭の如くなる理にして、其時は支配人なれば先祖の財を預りて其余沢を以て先祖の霊を祭り年回を弔らひ、妻子奴らを養育し、先祖の志を継ぎ財を全くして子孫に譲り継げば孝行といふべし」という記述から、近世農家においては、家長は一時的な管財人(「其時は支配人」という「家」意識があったことを指摘した。⁽¹⁶⁾しかも大藤は、駿河国駿東郡山之尻村(現静岡県御殿場市)の名主日記から、親族(さらには村役人)が会議を経て不行跡(「身体不如意」、「不法者」)の家長を「押込隠居」にした事例を発見し、家長の行動を拘束する「家」の規範にも着目した。すなわち、家長の責務とは、「先祖伝来の「家産」を保ち、家内を統括して「家業」をつつがなく営み、家のメンバーを保護・扶養し、家を永続させて先祖の祭祀を絶やささない」ことであると明瞭に示し、当代家長が隠居の父母や親類(ときには村、村役人)から責務不履行であると判断された場合には、強制的に隠居させられるという、「家」からの制約も指摘した。⁽¹⁷⁾

これらの事實は、家産は「先代々より預りもの」、「不埒」の家長は「隠居為致押込可申候」という、中田の発見と類似する。大藤の研究は、近世農家であっても、管財人としての家長、「家」の制約としての強制隠居があったことを実証した点で極めて重要である。ただし大藤は、農家特有の「家」意識、あるいはそれを形成させる社会構造に関心を持ったためか、中田の発見を引用しておらず、管財人と強制隠居という要素を近世日本の「家」制度の特徴として積極的に主張、敷衍しなかった。⁽¹⁹⁾類例としては、大名家の主君「押込」を解明した笠谷和比古の研究や、三井の遺書を紹介するだけで、中田の発見への言及はみられない。大藤が、家長権に対する制約という鎌田や大竹の議論を紹介しながらも、自ら解明した管財人と強制隠居という要素を家長権の制約として明言しなかったことも象徴的である。⁽²³⁾この点は、法制史学との関心の射程の違い、農家の「家」意識の確固たる形成を重視するという、大藤の意識を推測させる。

いずれにしても、大藤の研究は、家長が一時的な管財人であり、常に親族会議の監視下にあったことを指摘した点で

画期的であった。これは、家長の行動を制約するという近世日本特有の「家」制度の特徴として、近世史研究、とくに社会史研究においても共有、敷衍されるべき重要な指摘であったが、大藤の指摘はもとより、中田の発見もほとんど看過されてきた。その理由としては、法制史学との対話が遠ざかったことがあげられる。しかしなによりも、中田や大藤が発見した事実を、近世史家が制度として捉えることをしなかった、あるいは制度として捉えることに違和感を持っていたからではないか。近世日本においては基本的に家長の権限を定めた法令はなく、戸主権を定めた明治民法の施行こそが「家」制度の成立とする理解が支配的であったと思われるからである。²⁴⁾

しかし、経済学では、制度を国家が定めて施行するそれに限定せず、組織や契約の仕組みなども、人びとの行動に制約や誘因をもたらす制度として位置づける研究方法が普及した。この比較制度分析という道具を用いて、管財人と強制隠居という要素を、家長に制約、誘因をもたらす「家」制度の仕組みとして捉えることが可能になった。²⁵⁾

次章では、これまでの研究においても紹介されてきた武家、公家、商家、農家の事例を、比較制度分析の枠組みからみることで、管財人と強制隠居という要素が近世日本の「家」制度の特徴として敷衍できることを指摘する。

- (1) 佐々木潤之介「近世における家と村」歴史科学協議会編『歴史における家族と共同体』（青木書店、一九九二年、二一六～二五九頁）。

- (2) 渡辺尚志『日本近世村落論』（岩波書店、二〇二〇年）。これに対し、一六世紀に百姓の「家」が一般的に成立したとする見解（坂田聡「戦国期畿内近国の百姓と家」比較家族史学会監修、加藤彰彦・戸石七生・林研三編著『家族研究の最新線① 家と共同性』日本経済評論社、二〇一六年、二一～四四頁）もある。なお、「おわりに」でも述べるが、「家」の成立を、「家産」と「家計」の成立から厳密に捉え、一八世紀後半以降に設定する研究もある（長谷部弘「上塩尻村蚕種家の家業活動」長谷部弘・高橋基泰・山内太編『近世日本における市場経済化と共同性―近世上田領上塩尻村の総合研究Ⅱ

- ― 刀水書房、二〇〇二年、第一・二節、七一―一二頁。
- (3) 市川秀之「家・宮座・共同体―近世移行期における家墓の普及と座送り慣行―」比較家族史学会監修、加藤彰彦・戸石七生・林研三編著『家族研究の最前線① 家と共同性』（日本経済評論社、二〇一六年）、一一七―一四二頁。
- (4) 米村千代『家』の存続戦略―歴史社会学的考察―（勁草書房、一九九九年）、一六―四八頁。
- (5) 米村千代『家』の存続戦略―歴史社会学的考察―（勁草書房、一九九九年）。
- (6) 高橋基泰「家と相続」（長谷部弘・高橋基泰・山内太編『近世日本の地域社会と共同性―近世上田領上塩尻村の総合研究Ⅰ―』刀水書房、二〇〇九年、二二〇―二五五頁）、長谷部弘「家業・家産・家名の継承と相続」（長谷部弘・高橋基泰・山内太編『近世日本の地域社会と共同性―近世上田領上塩尻村の総合研究Ⅰ―』（刀水書房、二〇〇九年、二五五―二七〇頁）。
- (7) 國方敬司・永野由紀子・長谷部弘編『家の存続戦略と婚姻―日本・アジア・ヨーロッパ―』（刀水書房、二〇〇九年）。
- (8) このほか近世日本の「家」については、「家」を構成する家族の人数（速水融『江戸の農民生活史―宗門改帳にみる濃尾の一農村―』日本放送出版協会、一九八八年）、形態（大島真理夫『近世農民支配と家族・共同体 増補版』御茶の水書房、一九九三年）、労働（友部謙一『前工業化期日本の農家経済―主体均衡と市場経済―』有斐閣、二〇〇七年）などの観点から研究がなされてきた。
- (9) 鎌田浩「法史学界における家父長制論争」（『比較家族史研究』第二号、一九八七年、三―八頁）。
- (10) 鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』（成文堂、一九七〇年）。
- (11) 大竹秀男『封建社会の農民家族 改訂版―江戸期農民家族の歴史的位置づけ―』（創文社、一九八二年）。ただし、鎌田は武家を、大竹は農家を中心に論じていることに違いがある。
- (12) 鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』（成文堂、一九七〇年）、一五頁。
- (13) 中田薫『法制史論集 第一巻』（岩波書店、一九二六年）、三七〇―三七二頁。
- (14) 後述するように、鎌田は藩法の記述から、不行跡の武家の家長が親族からの強制隠居を受ける可能性があったことを指

- 摘しているが、その紹介は二頁にとどまっており、家長の行動に対する「家」の制約として深く論じることにはなかった（鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』成文堂、一九七〇年、九九〜一〇〇頁）。
- (15) この記述に関しては、大竹秀男『封建社会の農民家族 改訂版―江戸期農民家族の歴史的位置づけ―』（創文社、一九八二年、三三七頁）も引用しているが、当時においては家長権制限の根拠として提示するだけであり、一時的な管財人としての評価する意識は希薄であった。
- (16) 大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』（吉川弘文館、一九九六年）、七七頁。
- (17) 大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』（吉川弘文館、一九九六年）、七九、四〇七〜四二〇頁。
- (18) 中田薫『法制史論集 第一巻』（岩波書店、一九二六年）、三七〇〜三七二頁。
- (19) 大藤は中田の研究自体は引用しているが、中田の研究については、武家の相続権、家長権を否定する見解として、武士の相続、家長を説明する文脈で引用している。
- (20) 笠谷和比古『主君「押込」の構造―近世大名と家臣団―』（講談社、二〇〇六年）。
- (21) 大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』（吉川弘文館、一九九六年）、八〇、四二二、四二八頁。
- (22) 大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』（吉川弘文館、一九九六年）、三八〜三九頁。
- (23) ただし、最近の著書で大藤は、「隠居親による当主の勘当や離縁については、かつては家長権と親権の関係をどう解釈するかという観点から議論され、近世の庶民の「家」が家長制的であるか否かの主要論点の一つとなっていた（同前大竹論文―大竹秀男『近世庶民家族秩序論再説―非家長制説に対する批判に答えて―』『神戸法字雑誌』第三二卷第二号、一九八二年、一五〇〜一八〇頁、引用者注）。だがこの場合、親権はあくまで「家」のためという名目で発動されるのであって、親権と家長権との関係という観点から議論したのでは、その意味をとらえきれない。それは家内における当主の監視機能の発動と理解すべきである」としている（大藤修『近世庶民社会論―生老死・「家」・性差―』（吉川弘文館、二〇二二年、一四〇頁）。この「当主の監視機能の発動」を家長の言動に対する制約とするのであれば、大藤の見解と筆者のそれは、さほど変わらない。

(24) たとえば、近世日本の「家」をめぐる規範・慣習について、大藤は「家」制度という表現を用いていない。一方で、家名・家産だけでなく、地位・身分と一体化した職能（職業）も家職・家業として代々継承されることを「家制度」と呼んだ（大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』（吉川弘文館、一九九六年、一三頁、大藤修「百姓身分と家」白川部達夫・山本英二編『江戸』の人と身分 2 村の身分と由緒』吉川弘文館、二〇一〇年、九〜三七頁、引用部分は二八〜二九頁）。大藤が、家長を拘束する「家」の規範・慣習を「家」制度と呼んでいないのは明らかである。

(25) 萬代悠「畿内豪農の「家」経営と政治的役割」、『歴史学研究』第一〇〇七号、二〇二二年、七二〜八四頁。

二 武家の家長と強制隠居慣行

武家——大名家の場合 個々の武士の「家」は大名家の「家中」に統合、編成され、大名家の主君と家臣団は「御家」という集団を形成した。当代主君と家臣は、共同して「御家」を存続させる義務があった。この「御家」の財産が領土と領民、家長が主君、家臣団が親族であったとすると、「御家」は擬制的な「家」に相当する。大名家においては、領土と領民は先祖からの「預りもの」であり、「天―將軍」からの「預りもの」でもあるという思想があったという。領土と領民を主君個人の私有物と見なさない思想が当代主君の行動を制約し、当代主君に「仁政」を敷く誘因を与えた。⁽¹⁾ たとえば、出羽国米沢藩の九代目藩主上杉治憲が天明五年（一七八五）に訓戒として著した『伝国の詞』⁽²⁾には、「国家は先祖より子孫へ伝候国家にして、我私すべき物には無之候」とあり、文政一三年（一八三〇）に米沢藩士小田切盛淑が治憲の教戒を編集した『南亭余韻』⁽³⁾には、主君の孝行について「第一受継候家を大事に取治め、我私の為に取乱さぬ様に心を用ひ、其家に暇を付ずして、又其次に全讓渡し候事専要にて候」とある。⁽³⁾

このように、主君も「御家」の財産を管理する管財人であった。⁽⁴⁾ しかも、当代主君が「御家」の財産管理に不適格であると家臣団（とくに一門、重臣）から判断された場合、当代主君は監禁され、監禁を経ても改心しないときには強制的に隠居させられた。美濃国加納藩を例にとると、五代藩王安藤信尹（一七一七〜一七七〇）は奢侈を好んだので、綱紀の乱れと財政の悪化を招き、領民の強訴や家臣の出走事件を引き起こした。これに対し、家老の坂田齋宮らは、宝暦三年（一七五三）五月、江戸屋敷の信尹を圍討ち同然に一室に監禁した。そして、安藤家の親類や家中に対しては、「主人不行跡に付、公義重き御役人様より御内意有之、是非に及ばず、全く家に易^かへ難く、右之通押込め奉り候由」を説いたという。家老衆、側近、一般家臣の意見を聴取した江戸詰家中の三原田清左衛門の見解は、信尹の改心を条件に監禁を一時解除し、またも信尹が不行跡を働けば、家老らと同心し強制隠居を執行するというものであった。これ以降、放蕩が発覚した坂田や、坂田の不行跡を幕府に訴えた三原田が幕府から処罰されたが、監禁行為自体は処罰の対象にならなかった。結局、信尹は宝暦五年（一七五五）に幕府から隠居を命じられ、次男が家督を継いだ。⁽⁵⁾

大名家については監禁の一時解除（主君への復帰の余地）が特徴的であるが、大名家の主君も、①一時的な管財人であったこと、②家臣団から不行跡と判断された場合には強制隠居を受けるといふ制約を受けていたことがわかる。

武家——大名家以外の場合 主従関係を結ぶ武家もまた、家長が一時的な管財人であり、先祖代々の家産（知行・俸禄や家財）を保持し、家名と先祖の祭祀を絶やしてはならないという「家」の規範が家長の行動を制約した。⁽⁶⁾

強制隠居については、鎌田が筑後国久留米藩と肥後国熊本藩の事例を紹介し、親族意思が家長意思よりも上位に置かれていたことを指摘していた。久留米藩の寛保元年（一七四一）法においては、久留米藩士の家長が「勤仕之内にも不行跡、或ハ生質愚昧、長病之類ハ、親類不心付油断之筋二候、重々遂詮議致養子、名代為願候様可取計事肝要二候」こと、「当歳幼稚たり共、唯今之通家督安堵之可被及御沙汰候、成長二随ひ、若御用二不相立人品相見得候は、早速一類

共申談、養子之願可差出候事」が命じられていた。久留米藩は、仮に当代家長が職務能力や品行を欠き、財産管理に適さないと親族が判断した場合には、家長の隠居（交替）を申請するよう命じた。熊本藩の文化五年（一八〇八）決議においては、「凡家中ノ土ヲ罪科ニ処スルニ、其罪状未タ発セス、世上ノ聞ヘモ無キ内、自ラ過ヲ悔ヒ、親類モ早ク心付キテ、病乱ト称シ知行ヲ還納スル者アラハ、宥議ヲ加ヘ臨時ノ僉議ヲ以テ、家名断絶ニ至ラサラシムヘシト」決定された。熊本藩は、当代家長に「罪科」がある場合、それが露見する前に親族が当該家長の隠居を申請し、家名を断絶させないよう命じた。このように、藩が当代家長に対する親族の監視を求めていた。⁽⁷⁾

以上から、主従関係を結ぶ武家の家長も、①一時的な管財人であったこと、②親族から不行跡と判断された場合には強制隠居を受けるという制約を受けていたことがわかる。

(1) 田原嗣郎「仁政」の思想と「御家」の思想―幕藩制政治思想の矛盾的構成―（『思想』第六三三号、二〇一二年、六五―八一頁）、大藤修「近世」（水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編『新体系日本史 2 法社会史』山川出版社、二二九―三四六頁）。

(2) この記述に関しては鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』（成文堂、一九七〇年）も引用しているが、恣意的な家長権行使を抑制する教説として紹介しており、一時的な管財人として評価する意識は希薄であった。

(3) 田原嗣郎「仁政」の思想と「御家」の思想―幕藩制政治思想の矛盾的構成―（『思想』第六三三号、二〇一二年、六五―八一頁）、七三頁。

(4) 上記のほか、旗本の羽太正養はなびらまさよが寛政七年（一七九五）に制定した家訓（近藤齊『近世以降武家家訓の研究』風間書房、一九七五年、二二二―二三頁）や和泉国岸和田藩の九代目藩主岡部長慎ながちかが天保五年（一八三四）に制定した家訓（近藤齊『近世以降武家家訓の研究』風間書房、一九七五年、一六五頁）においても、管財人としての認識がうかがえる記述が

ある。

(5) 笠谷和比古『主君「押込」の構造―近世大名と家臣団―』（講談社、二〇〇六年）、七〇～八〇頁。岐阜県編『岐阜県史通史編 近世上』（岐阜県、一九六八年）の四七六～四七八頁も参照。強制隠居に関する大名家の家訓については、笠谷が同書の二八〇～二九二頁で分析を加えている。

(6) 大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』（吉川弘文館、一九九六年）、二二頁。

(7) 鎌田浩『幕藩体制における武士家族法』（成文堂、一九七〇年）、九九～一〇〇頁。

三 公家の家長と強制隠居慣行

公家研究においては、武家や商家、農家研究のように、「家」の財産とは何か、家長は家産に対しどのような義務と権限を有したか、という関心はあまり高くないように思える。ただし、前者の場合には、継続的給付としての家領・家禄⁽¹⁾、知識や技術の蓄積としての秘伝・門人⁽²⁾、日記類を含む蔵書などが指摘され、後者の場合には、継承すべき家長の義務として、家伝の学芸としての家業が指摘されている。

公家に関しては特殊な印象を受けるが、少なくとも、公家の家長においても先祖代々の家産を適切に管理し継承する義務があったと思われる。なぜなら、「家」の財産をすべて売却した嫡男が家族から義絶（親族の縁を絶つこと）された事件があったからである。寛延二年（一七四九）に外山光任の嗣養子に入った光時は、明和三年（一七六六）に突如出奔した。実兄の光予が光時の出奔先に赴き、彼に説教を加えたが、光時はすでに外山家の木や石に至るまでことごとく家財を売却していたという。これに対し、藤原北家日野流の一族一統（日野、広橋、柳原、烏丸、竹屋、日野西、勘解由

小路・裏松・外山・三室戸・北小路の諸家）が協議し、摂政の近衛内前に光時の家財損失を報告したところ、内前は官位返上を厳命した。やがて、それは天皇に奏上され、天皇の承認を経て、一族は光時の辞官と位記返上を外山家に通告した。養父の光任と実兄の光予は、光時を義絶したようである。この事例は、次代家長に管財人としての資格が求められていたことを意味する。

このように、次代後継者、ひいては当代家長にも適切な家産管理が求められていたと考えられる。ただし、公家においては、先祖を同じくする集団としての「一族」（同族、血族に相当）が当該「一族」内の家長の行動を監視した点に特徴がある。⁽⁶⁾ 先の事例の場合、藤原北家日野流の系譜を引く諸家が「一族」を形成していた。この「一族」は、「家」の制約という限りにおいて、商家や農家の場合に相当する。

公家の家長の強制隠居については、田中暁龍、林大樹が紹介している。⁽⁷⁾

藤原北家水無瀬流の七条家一二代目家長、七条成信は、位記を返上した天明四年（一七八四）以降も不行跡を働いたので、水無瀬流の系譜を引く水無瀬貞成、町尻量原（量元）、桜井供敦らから忠告を受けていたが、聞き入れなかった。これに対し「一族」は成信を義絶、すなわち隠居を強制した。⁽⁸⁾

藤原北家日野流の北小路家三代目家長、北小路光香は、これまで長年にわたって不行跡を働いてきたので、安永二年（一七七三）八月二四日、日野流の系譜を引く日野資枝、広橋伊光、柳原紀光、烏丸光祖らから位記返上と義絶（強制隠居）を通告された。⁽⁹⁾ 同年八月二九日には、関白の近衛内前からの内命によって、「一族」が光香の位記返上と義絶を執行したという。⁽¹⁰⁾ しかし、先の外山光時の例をふまえると、「一族」での決議を経てから、関白が位記返上と義絶を内命したと考えるのが自然である。

なお、すでに隠居した家長が、不行跡を理由に強制的に謹慎させられた例もある。藤原北家閑院流の小倉家の一九代

目家長、小倉入道（見季）は、日頃から不行跡であり、不正な米売買に関与したという疑惑から幕府から調査を受けていた。天明七年（一七八七）には、入道は落飾し隠居の位置にあったが、長男幼少のため、家長代行として動いていた可能性が高い。ところが寛政四年（一七九二）、彼の逮捕と身分喪失を危惧した西園寺賞季（藤原北家閑院流の西園寺家二九代目家長）が相談を経て、小倉家の仮屋に入道を軟禁し、幕府に入道が乱心したと報告することを決定した。⁽¹⁾入道はすでに隠居の身であったので、重ねて隠居を命じられることはなかったようだが、追放されていなかった点で改心した可能性もある。この事例は、大名家主君の監禁によく似ている。

以上から、公家の家長も、①一時的な管財人であったと想定されること、②「一族」から不行跡と判断された場合には強制隠居を受けるという制約を受けていたことがわかる。公家の特徴としては、家長を監視し、家長の強制隠居を審議する範囲が一般的な親族よりも広く、先祖を同じくする集団（同族、血族に相当）であったことである。

- (1) 村和明『近世の朝廷制度と朝幕関係』（東京大学出版会、二〇一三年）。
- (2) 西村慎太郎『近世公家家職研究の展望』（『調査研究報告（人間文化研究機構国文学研究資料館）』第三二号、二〇一二年）、一五〇～三四頁。
- (3) 松澤克行「寛永文化期における九条家文庫点描―九条道房の蔵書整理と貸借―」（『文学』第一一卷第三号、二〇一〇年、一一九～一二九頁）、西村慎太郎「回禄からの再生―罹災と公家の記録管理―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第七号、二〇一一年、一～一六頁）、佐竹朋子「江戸時代の公家と蔵書」（横田冬彦編『読書と読者』平凡社、二〇一五年、三四～六七頁）。
- (4) 橋本政宣『近世公家社会の研究』（吉川弘文館、二〇〇二年）、佐竹朋子「野宮家における家業の継承―野宮定之を事例として―」（『史窓』第七五号、二〇一六年、一五〇～四五頁）。

- (5) 松田敬之『次男坊たちの江戸時代―公家社会の〈厄介者〉―』(吉川弘文館、二〇〇八年)、八七〜九一頁。
- (6) 清水善仁「幕末の「公家一族」―四條流を中心として―」(尚友倶楽部・華族史料研究会編『四條男爵家の維新と近代』同成社、二〇一二年、二七〜五二頁)。
- (7) なお、この点については、林大樹氏から多くのご高配を賜った。記して感謝申し上げる。
- (8) 田中暁龍『近世の公家社会と幕府』(吉川弘文館、二〇二〇年)、三一五頁、『公武御用雑記』、寛政一二年(一八〇〇)二月一三日条、勤修寺経逸の役務日記(国立公文書館内閣文庫所蔵、同所「デジタルアーカイブ」で閲覧可能)。
- (9) 『兼胤記』、安永二年(一七七三)八月二四日条。広橋兼胤の役務日記(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)。
- (10) 林大樹『天皇近臣と近世の朝廷』(吉川弘文館、二〇二二年)、一七四頁、林大樹「近世公家日記の基礎的研究」(『学習院大学人文科学研究報』二〇二〇年度版、二〇二二年、四〇〜四二頁)、四二頁、『八槐御記』、安永二年(一七七三)八月二九日条。広橋兼胤の私日記(国立公文書館内閣文庫所蔵、同所「デジタルアーカイブ」で閲覧可能)。
- (11) 藤田覚『光格天皇―自身を後にし天下万民を先とし―』(ミネルヴァ書房、二〇一八年)、一六七〜一六八頁、『勁槐御記 備忘』、寛政四年(一七九二)閏二月三日条。広橋伊光の日記(国立公文書館内閣文庫所蔵、同所「デジタルアーカイブ」で閲覧可能)。

四 商家の家長と強制隠居慣行

商家の規範・慣習は、先の中田の発見を先駆とするが、実は、家訓・店則から経営理念を読み取る経営史研究において明らかにされてきた。

家長の管財人としての性格については、足立政男が京都商人の家訓で紹介している。漆器商の西村(象牙屋)彦兵衛

家へのこる寛政四年（一七九二）の家訓においては、「亭主之心得」という項目があり、そこには「亭主たる者、其家の名跡、財宝自身の物と思ふへからず、先祖より支配役を預り居ると存、名跡をけがさぬやふに子孫へ教、先格を能守り勤、以仁義人を召仕ひ、耆軒にて茂別家の出来るを先祖江の孝と思ひ」とある。⁽¹⁾これによると、京都の商家においても、家産（名跡、財宝）とは家長個人の私有物ではなく、当代家長はあくまで一時の管財人（支配役）であり、家産を維持、拡大、継承する義務を負ったことがわかる。

一方、大坂の商家の場合、酒造家の山中（鴻池屋）新右衛門が慶長一九年（一六一四）に制定したという家訓には、「金銭は先祖伝来父母之遺物、己是を預り、尚子孫に伝ふべきを、己猥に費事、大不孝之罪、天地是をゆるしたまわず」とあり、⁽²⁾その後、大名貸商人として成長した山中宗利が正徳六年（一七一六）に制定した家訓には、「貴殿（嫡男山中松之助）家督ながら嫡子江譲渡シ候までハ大切ニ預り候ものと相心得、万端相嗜可被申候」とある。⁽³⁾

山中宗誠が享保一七年（一七三二）に制定し、山中宗羽が奥書した家訓においても、「家督之儀ハ御先祖方之預り物と相心得、万端我假ニ不致、貴殿（山中宗益）子孫へ首尾能譲渡シ、永々家督無相違相続在之様ニ朝暮心懸ケ可被申事」とある。⁽⁴⁾大名貸商人で著名な鴻池屋善右衛門家の場合も、「家督」（家産）は先祖からの「預りもの」（「預り候もの」）という認識があった。この点、山中宗利と山中宗貞が享保八年（一七三三）に制定した家訓においては、「本家相続人ハ家督譲り請、又嫡子へ譲渡候迄、輪番之心持ニ而、諸事家法大切ニ相守り候儀肝要ニ候」とあることも注目される。⁽⁵⁾歴代家長は「預りもの」である家産を親から子へ適切に継承していく義務を負っており、その役目を宗利と宗貞は「輪番」と表現した。これには、家長を交代制の管財人とする意識が如実に示されている。

強制隠居については、以下に述べるように、家長が不行跡であった場合、従業員の手代が家長の親族に当該家長の解任を請求できたことが特徴的である。

京都の商家の場合 呉服商の島田（恵比須屋）義房、島田茂雅が享保七年（一七二二）に制定し、島田充房が追書した家訓には、「主人方子々孫々至迄、不器量、或遊芸其外不後跡候ハ、早速他所へ逼塞させ、当飯二可致、然ル上者手代中申合相談可有事」とあり、呉服商の西村（千切屋）治兵衛家にのこる延享二年（一七四五）の家訓には、「自然子孫次兵衛身持不行跡成義於有之者、手代共申合、異見之加へ可申候、其義不相用、致我假、家不相統之品二相見候ハ、一家并別家中、両見世手代打寄相談之上、為致隠居、名跡見立、家督譲り替可申候」とある。

呉服商の矢代（誉田屋）仁兵衛家にのこる宝暦八年（一七五八）の店則には、「主人身持不行跡之筋有之候カ、又家法不正之事有之候ハ、人々何事ニ寄ラズ異見申スベキ事有ル之時ハ、惣様同心ノ上申シ出ヅ可ク、承引之レナク候ハ、一門中へモ申達シ、幾度モ幾度モ神妙ニ申遂グベク候、万一大申ナル不埒ヲ申シ、異見ヲ用ヒ申サズ候ハ、親類中打寄相談之上、品悪敷ニ於テハ屹度押込候程ニモ及フ可ク候」とあり、呉服商の杉浦（大黒屋）三郎兵衛が天明二年（一七八二）に作成した家訓においても、「若シ主人不行跡なるか、又は家法正しからざる事あらハ、店中・別家中同心のうへ遠慮なく申きかすへし、不得心にて異見をき、入さる時は幾度も〜申遂へし、然とも相用ひすして弥不埒に及ハ、親類中へも申達し、本家にさしおかす小家へ押しこめ隠居いたさせ、小分の賄用を相渡し、本家の事につき、いさゝかもさし出さる様に致させへき事」とある。

手代を複数雇う商家は、法人たる企業そのものであったから、代表取締役社長の家長が家（企業）の財産管理に不適格であると従業員の手代が判断した場合、親族に当該家長の解任を請求し、これをうけた親族（場合によっては親族・手代）が会議を経て当該家長を強制隠居させることができた。

近江の商家（近江商人）の場合 小野（井筒屋）補救、小野慶友、小野善助が享保一七年（一七三二）に制定した家訓には、「末々此家相統可為仕子供、若身持悪敷候はば、京、南部、大溝連判之一門示合、急度教訓可被仕候、其異見

等をも不用候ば、⁽⁹⁾緞家相讓候以後にても、早速外被借宅隠居いたさせ、則隠居入方一ヶ年銀二貫目宛相渡置被申候、其節何かと及異議候共、家為相統、從祖父条目定置候上、有免いたさず、急度隠居可為仕候⁽¹⁰⁾とある。これには家長(主人、亭主)の語はみえないが、相統者が家督を譲り受けたあとも、不行跡の場合には強制隠居を執行されるとあるので、強制隠居の対象は家長に及んだと考えられる。

西川(山形屋)甚五郎家の別家一同が寛政一二年(一八〇〇)に制定した掟書には、「御家督人(西川家本家の家長)万一御先祖之御厚恩失忘在之、御定法之趣被為相背候ハ、別家共一統立合相談之上、御先祖御厚恩之位ヲ以乍憚嚴敷諫言仕、其上於無聞入御身持惰弱日々増上仕候ハ、無遠慮御隠居可申付事⁽¹¹⁾」とあり、小林(丁子屋)吟右衛門家⁽¹²⁾のこる嘉永期(一八四八〜一八五四)の家訓には、「御先祖与⁽¹³⁾之御掟ヲ破り、不埒不法之沙汰於有之者、主人多⁽¹⁴⁾り共其所持之品、并手廻りニ至迄取上ケ之上、諸親類・後見之者立合之上、隠居可申付事⁽¹⁵⁾」とある。外村(近江屋、布屋)与左衛門家⁽¹⁶⁾のこる安政三年(一八五六)の家訓においても、「若シ時之主人心得違いたし、家治不取締之儀有之ハ、分家老分、別家老分より急度相論、家治差障り候儀有之ハ、早ク隠居為致⁽¹⁷⁾ヘシ」とある。

このように近江の商家の場合、家訓に手代の表記はないが、少なくとも独立後の別家には解任請求権が備わっていた。非血縁の別家たちが不行跡の家長の解任を請求し、これをうけた親族たちが当該家長の強制隠居を執行することができた。⁽¹⁴⁾なお、西川家別家の掟書には、本家の家長が不行跡であるという情報を別家が得た場合、毎月一日の会合の席で当番の別家が当該家長の行状を精査、糺明すべきことが明記されている。⁽¹⁵⁾

大坂の商家の場合 山中(鴻池屋)宗利が正徳六年(一七一六)に制定した家訓には、「常々善右衛門身持之儀何角書付ヲ以申渡置候、万一行跡之身持在之候者、各異見仕候而茂用人無之仕形在之候はば、外聞実儀気の毒には存候得共、差免置候而は子孫之相統繁昌無之候間、無遠慮相談之上、追込、外に相統人相改め可被申候⁽¹⁶⁾」とある。これには家

長（主人、亭主）の語が見られないが、善右衛門名前は家長を示す名前であったので、当該強制隠居の対象は家長であったことがわかる。山中宗利と山中宗貞が享保八年（一七二三）に制定した家訓においても、「時々主人万一行跡之儀在之候ハ、兄弟中始、支配之手代共申合急度異見之相加へ、幾度も随分申聞せ、得心致、心底改メ候様ニ可申談候、万々一其上も聞入無之、不行跡之儀相止め不申候ハ、無是非儀ニ候得共、本家相統ニハ難替候間、其主追込、血脈之者相立、本家相統致候様ニ仕」とある。¹⁸ 鴻池屋善右衛門家の場合も、京都商人と同様、手代が不行跡の家長に諫言する会議の場に出席したことがわかる。近江商人と同じく、手代に家長解任の請求権があったかは明記されていないが、少なくとも重役手代（「支配之手代」）が家長の進退をめぐる会議の場に出席し、諫言できたことをふまえると、重役手代には家長解任を請求する権利があったと考えてよい。

このほか、鴻池屋善右衛門と双壁をなした大名貸商人の廣岡（加島屋）久右衛門家にも、不行跡の家長に対する強制隠居の規定がみられる。久右衛門喜西が宝暦一三年（一七六三）に作成した遺訓には、「八郎兵衛（五代目久右衛門正房）儀、未若年二候へ者、本家名跡相統と申儀大切成ル因縁ニ候間、（中略）右奢ヶ間敷儀、又者博奕・遊女杯致候敷、第一ハ浜商等いたし候ハ、我ラ存意ニ叶不申候間、其所相慎ミ可申候、若身持不宜候ハ、妙栄（喜西妻、正房養母）始、手代共随分及異見、夫共聞入不申候ハ、早速輕キ所へ遣シ、一生日二五百目宛搦^捕いたし、隠居致させ可申候」とある。¹⁹ この場合も、手代たちが不行跡の家長に諫言する会議の場に出席できたことをふまえると、手代たちにも解任請求権が備わっていた可能性が十分にある。ただし、後述するように、実際に解任請求権を行使しようとしたのは、別家（肩入奉公をしていたとすれば、広義の手代）たちであったから、手代一般というよりも、重役手代、もしくは別家が解任請求権を有したと思われる。

強制隠居という点では、両替屋の山片^{山がた}（升屋）平右衛門家にのこる天明四年（一七八四）の掟書にも、当代家長が不

行跡であった場合、親族が当該家長を強制的に隠居させることが明記されている。当該掟書に印形した家長は、その決定にしたがうことを誓った。⁽²⁰⁾

一方、書林の柳原（河内屋）喜兵衛が文化八年（一八一）に制定した店則においては、「本家主人初、別家中当主不実之心底有之、我侪^(我)二害意を申立、或は驕奢ケ間敷義致、其身持右体不埒之義有之候得は、其本人二不抱^(抱)、一統相談之上、其名前切替致可申候事、其節本人一言之申分無之事」とある。⁽²¹⁾ 柳原家の場合も、山片家と同じく、親族から強制隠居を通告された家長は、その決定に異議を申し立てないことが明記されている。

江戸の商家の場合 酒・醬油・炭・蠟燭商、かつ両替屋・質屋の高崎屋長右衛門が安政三年（一八五六）に改正、作成した家訓には、「時之主不埒之筋等相募候儀茂有之候歟、不筋之事抔取斗候儀茂有之候ハ、別家・店内親類中、其外二而茂実命之衆中一同寄集り、実意之及評儀、不埒之主者聊之手当を遺^(遺カ)し、隠居為致押込可申候事、依之此定書支配人・店内親類一同二而時々相改置可申候、則調印有之候写書巻冊宛店内親類共江茂相渡し置申候」とある。⁽²²⁾ これは、先述したとおり、中田薫が紹介した家法書に相当する。中田は、戦前当時、高崎屋が営業していたことを憚って作成者を明記しなかったようだが、近年に至り、岩淵令治によって全文が翻刻、掲載された。⁽²³⁾ この全文を読むと、家法書の規定を遵守することを誓う形で、支配人と別家が連署している。したがって、親族・別家だけでなく、支配人も、「実命之衆中」の一員として不行跡に対する家長の解任請求権を持ち、会議に参加できた可能性が高い。

伊勢、和歌山、兵庫の商家の場合 上記のほかにも、強制隠居を定めた家訓類は全国的に確認できる。伊勢松坂の呉服商・竹川彦左衛門が寛延四年（一七五一）に記した遺言状には、「たとへ本家之主人たりとも家業筋不勤、其外身持不行跡二而我侪を申し、惣中異見をも不相用候者、三軒（竹川一門の自家、新宅、東竹川）之古老打寄相談之上、是又定遣（賄料）十分一之高二而隠居致させ可申之事」とあり、⁽²⁴⁾ 和歌山の質商である嶋（伊勢屋）佐次兵衛が文政六年（一

八二三)に制定した家法書にも、「主人となりて若不行状有之候ハハ、親類、同家、別家、伴頭(番)之内より諫めて相改させ可申候、若相用ひ不申、家之為に不相成次第二候ハハ、一統申合敵敷諫可申候、尚改め不申候ハハ、家の大事にハ替かたく候間、家法之通をして別家隠居いたさせ候敷、其品(に脱々)より塾居いたさせ候様ニも取計可申事」とある。⁽²⁵⁾

一方、兵庫津の諸色問屋・北風荘右衛門が安政二年(一八五五)に制定した家法書には、「万々一心得違主人出来候ハハ、親類・別家一同急度致諫言、其上不相用主人者名前為退、押込隠居可致候、尚亦実子在之候共、相続為致かた、不束之悴なれ者、他方養子見立、相続可為致事」とある。⁽²⁶⁾

とくに注目すべきは、嶋佐次兵衛が制定した家法書である。強制隠居を定めた箇条の但書においては、①当代家長が不行跡であった場合、番頭と重役手代が当該家長に素早く諫言すべきこと、②親族は日頃から当代家長に警戒し、強制的に隠居させる事態が発生しないように気を配ることを諭しており、③当代家長に対しては、よく家を相続し、子孫に譲り、主人たる道を失わず、塾居等の恥辱を受けずに孝行を立てるべきことを説いている。⁽²⁷⁾手代と親族が当代家長の行状を監視、制約したこと、一方で家長にとっては、強制隠居より軽い塾居(一時謹慎)であっても「恥辱」であり、その「恥辱」が世間に知れて将来的な損失を蒙るなら、不行跡を働くことは避けるべきであったことがわかる。

東海の商家の場合 遠江国敷知郡舞坂宿(舞坂)(現静岡県浜松市)の旅籠商・宮崎(宮崎)八郎左衛門が文政八年(一八二五)に制定した家法書には、「番頭支配人心得の事」として、「主人正しからずして道に背ける事多くば、身を引杯の不忠すまじ、主人を押込隠居さす迄に己が(主人の)身を正敷すべし、武士の志にかわる事なし」とある。⁽²⁸⁾これによると、番頭が不行跡の家長に諫言し、強制隠居を執行するまでに改心させるべきことは、主君「押込」(監禁)を執行するという武家家臣団の意識と変わらないことが述べられている。

遠江国豊田郡横山村(現静岡県浜松市)の材木商・青山(板屋)善右衛門真基と青山善右衛門智恒が天保十一年(一

八四〇)に作成し、別家長兵衛に宛てた誓約書には、「若行末本・新家二不拘、我俣不法奢り重り、目二余里、一家立
 行難成人物出来候節、互二再応募見加江、其上一向不用、不聞入刻者、亭主・妻女・嫡子・末子を不論、連中相談、無
 遠慮押込隠居、又者長短之勘当致可申」とある。⁽²⁹⁾ここでは、①本家の青山善右衛門二名(おそらく当代家長と隠居)と
 別家(新家)の長兵衛が、互いに当代家長の言動を監視し合うこと、②当代家長が不行跡、あるいはその妻子や嫡子・
 末子が不行跡であった場合、強制隠居か勘当を執行することが定められている。

関東の商家の場合 下野国河内郡宇都宮寺町(現栃木県宇都宮市)の木綿、呉服買次問屋・菊池(佐野屋)治右衛門、
 菊池長四郎、菊池新之助らが文政十一年(一八二八)に制定した店則には、「主人不行跡、又は非道の振舞於有之者、
 衆評の上、為致隠居、扶持の外為小遣金壹兩位ニ賄可申候事」とあり、⁽³⁰⁾下野国芳賀郡真岡荒町(現栃木県真岡市)の穀
 物・木綿問屋塚田兵右衛門が天保四年(一八三三)に制定した掟書には、「主人不埒之義有之候ハ、支配人(重役手
 代)より隠居談合之上、親類二相談致、弱年二候ハ、店奉公、壮年二候ハ、をしこめ隠居別宅ニてよろし、老年ニ及び
 候ハ、隠居致させ家督子ともニ可相讓事」とある。⁽³¹⁾とくに後者においては、京都、和歌山、東海の商人と同じく、家長
 が不行跡であった場合、まず重役手代が家長の解任を親族に請求できたことが明記されている。

下総国葛飾郡古河町(現茨城県古河市)の魚商、綿・木綿・穀物・紅花商の丸山(八百屋)儀左衛門が文久元年(一
 八六一)に作成した遺書には、「右之趣子々孫々迄堅相守、致子孫長久候得は、先祖江孝ニも相成、其身安楽ニ候間、
 厚相心得可申候、若相背、不身持ニ候ハ、親類・分家一同相談之上、当人為致隠居、扶助之義は本家が相賄、為小遣
 諸入用老々年金五両宛年々差遣可申候、家督之儀は、倅相続可為致候、若幼年ニ候ハ、分家・親類之内、年嵩之者見
 立、後見いたし、相続為致可申候、若後見之者勝手之取計も有之候ハ、外親類・分家も無遠慮談合可及候、万一人
 不所存ニ而承引不致候、其段御役所江御願申上、前書之通取計可申候」とある。⁽³²⁾ここでは、①親類・分家が不行跡の家

長に対する解任権を行使できるだけでなく、相続後の後見に問題があった場合にも会議でそれを追及できるという記述があること、②不行跡の家長が隠居通告を拒否した場合、親類・分家らが領主に陳情し、当該家長に隠居を命じてもらうとあることが注目される。

東北の商家の場合 陸奥国津軽郡青森浜町（現青森県青森市）の廻船問屋・伊東（滝屋）善五郎家にのこる弘化五年（一八四八）の家法書には、「其時々亭主たる者心得違等有之、家法を鹿略二いたし、行状不埒、或者奢侈遊興に耽り、身分を思ハれる者ハ、家名相統難相成事二候、右体有之時者、一類共示談之上、当家居住差構、別段相続之者相立可為主人事」とある。³³「身分を思ハれる」の意味は取りにくいのが、不行跡によって身分（身上）を溺らせる（かすませる、呆けさせる）という意味ではないかと推測される。

出羽国山本郡能代町（現秋田県能代市）の廻船問屋・村井（越前屋）久右衛門政朝が天明四年（一七八四）に作成した遺言書には、「万二当家主人驕、遊興ニ長し、右三ヶ条の掟を背くきざし見得ハ、早く異見を加ひ、もし違背するものあらハ、一家・別家打寄、押籠て隠居致させ、代りを立、此家を損破るへからず、是皆先祖への忠孝なれハ、夢々怠へからざるものなり、押込隠居とハ、壹ヶ年二銭六拾貫文之続二而別宅させて置事なり」とある。³⁴ここでは、家長が不行跡の場合、家族だけでなく、のれんわけした別家も会議に参加し、強制隠居を取り決めることが明記されている。強制隠居後の待遇も記されている点が興味深い。

中国筋の商家の場合 伯耆国会見郡米子町（現島根県松江市）の米商、質商・鹿島治郎右衛門と鹿島次助が寛政一年（一七九九）に定めた家訓には、「両家之内、子々孫々に至り、心得違致し、身持不敷敷者出来得は、^{（厭脱カ）}隠居為致、扶持方・小遣等相当可遣事」とある。³⁵この場合、本家と分家がお互いに不行跡の家長を生まないよう監視し合い、不行跡と判断すれば解任権を発動したことになる。これまで述べてきた多くの商家と違って、不行跡家長に対する別家や手

代の解任請求権が明記されていない点が特徴的である。

九州の商家の場合 筑後国竹野郡たけの田主丸町たぬしまる（現福岡県久留米市）の種物問屋、廻船商の林田（て手津屋）正助寛道が文化八年（一八一二）に制定し、親族、別家、手代に宛てた家法書には、「嫡子が）四十才を厄入迄之内、家致相続、主人二相成候上、若万一奢氣不行跡差起り候節者、早速勘当可被成下候事、ヶ様書残置候手前（正助）も若此先キ五、六十才、八、九十才、百迄長寿仕候内、若不行跡有之候節者、決而無遠慮勘当被成下候事」とある。³⁶ 林田家の場合、嫡子は一一歳から四〇歳まで手代同様に修行し、それが成就すれば手津屋正助を名乗ることを許される。当該嫡子が修行期間に「心得違」をした際には勘当を受け、³⁷ 四一歳までの間に家長になった以降においても、親族、別家、手代から不行跡と判断されたときには強制的に隠居（勘当）させられるという。それは現家長の寛道も同様であった。

当該家法書で注目すべきは、後家の強制隠居も定めていることである。上記の文化八年（一八一二）の家訓には、「本家別家之無差別、女房たる者後家二相成候上、³⁸ 太切之家相続之事者打忘、不行跡不身持之節者、記録二書残置候通早速御追出シ可被成下候」とあり、文化一〇年（一八一三）の家訓には、後家が不行跡の場合、親族が当該後家を押込隠居ではなく「丸裸」にして追放すべきことが記されている。不行跡の後家に対しては、寛道はとくに厳しい制裁を定めているが、これは、秀吉の後室として権力を行使した淀の方が大坂城の落城を招いたと考えていたからのようである。³⁹ ただし、当該制裁は客観的にみても苛烈であったようで、「馬場御旦那様」から制裁の緩和が提案され、「孝之道」に外れているという批判を受けていた。⁴⁰ 「丸裸」で追放は苛烈であったが、後家であっても、不行跡の場合には強制隠居を執行するという認識はあったといえよう。⁴¹

小括 以上から、商家の家長（主人）も、①一時的な管財人であったこと、②親族から不行跡と判断された場合には強制隠居を受けるといふ制約を受けていたことがわかる。商家の特徴としては、家長を監視し、家長の強制隠居を審議

する集団が一般的な親族だけでなく、多くの場合、別家、手代もその集団に含まれたことである。⁽⁴²⁾ 親族以外で解任請求権を有した者は別家だけなのか、重役手代も含むのか、そのあたりは家の事情によって異なっていたようである。

この点、親族以外の者が解任請求権を行使しようとした実例も示しておく。たとえば、大坂の廣岡（加島屋）久右衛門家の場合、五代目家長の久右衛門正房は遊女通いで散財し、著しく不行跡であった。これに対し、加島屋久右衛門の別家一〇名は、安永二年（一七七三）、智正（正房祖母）、恵観（正房実母）、宇右衛門（正房伯父）に対して、①正房の外出を禁じ、正房に忠告を加えること、②仮に正房が遊女通いを再開するか、不行跡を重ね、忠告も無視して改心しない場合には、親族が正房を強制的に隠居させてほしいことを提言した。どうやら、これは親族からの不安の声が発端になったようだが、いずれにしても別家たち全員が、不行跡の主人（家長）への制裁を申し出たことは注目に値する。結局、正房は、謹慎して改心したのか、強制隠居をまぬがれた。⁽⁴³⁾ しかし、上記の例は、手代たちにも解任請求権が備わっていたことを示している。

なお、実際に、不行跡の家長が強制隠居を受けた事例も複数報告されている。⁽⁴⁴⁾ とくに近江商人の野田（十一屋）六左衛門家の場合、家訓に強制隠居の規定がなかったにもかかわらず、家産を蕩尽した四代目家長の野田金平を親族一同が強制的に隠居させたという。⁽⁴⁵⁾ これは、家訓に明文化されてなくとも、不行跡の家長に対する強制隠居の慣行が暗黙の規範・慣習として定着していたことを示唆する。

(1) 京都府編『老舗と家訓』（京都府、一九七〇年）、一二五頁、足立政男『老舗の家訓と家業経営』（広池学園事業部、一九七四年）、一〇六、二七四頁。

(2) 「幸元子孫制詞条目」、慶長一九年（一六一四）作成、山中新右衛門幸元（鴻池家始祖）制定（宮本又次「鴻池家の家訓

- と店則」宮本又次編著『大阪の研究 第三巻―近世大阪の商業史・経営史的研究―』清文堂出版、一九六九年、五一―二九頁、引用部分は五五―五九頁。ただし、宮本又次によると、作成年と制定者については、「この「子孫制詞条目」の全文を精査すると、その大半は後世の加筆になったものの如くで、必らずしも、始祖当時のものとは思われない」という（同上、五四頁）。
- (3) 「先祖家範并家務」、正徳六年（一七一六）六月吉日作成、山中喜右衛門（三代目善右衛門、宗利、当時隠居）制定。引用部分は、隠居の宗利が山中又市郎（宗利の祖父善右衛門正成まさなりの長男、二代目又右衛門襲名）の子松之助に与えた別書にあたる（宮本又次「鴻池家の家訓と店則」宮本又次編著『大阪の研究 第三巻―近世大阪の商業史・経営史的研究―』清文堂出版、一九六九年、五一―二九頁、引用部分は六五―六八頁）。
- (4) 「宗誠家訓」、享保一七年（一七三二）三月六日制定、元文元年（一七三六）九月吉日奥書、山中宗誠（三代目善右衛門、宗利の居士名）制定、山中宗羽（四代目善右衛門、宗貞、当時隠居）奥書。当該史料は、享保八年（一七二三）制定の家訓に宗誠が追加したもので、宗益むねえき（五代目善右衛門）に宛てた教訓書である（宮本又次「鴻池家の家訓と店則」宮本又次編著『大阪の研究 第三巻―近世大阪の商業史・経営史的研究―』清文堂出版、一九六九年、五一―二九頁、引用部分は一〇九―一一二頁）。なお、宮本著では、奥書の名前が脱漏しているが、署名者は「宗羽」とある（竹内一男編『鴻池両替店の家訓』三和銀行調査部、一九七八年）。
- (5) 「家定記録覚」、享保八年（一七二三）正月吉日作成、喜右衛門宗利（三代目善右衛門、当時隠居）、喜右衛門宗貞（四代目善右衛門）制定（宮本又次「鴻池家の家訓と店則」宮本又次編著『大阪の研究 第三巻―近世大阪の商業史・経営史的研究―』清文堂出版、一九六九年、五一―二九頁、引用部分は七一―七八頁）。
- (6) 「定」、享保七年（一七二二）九月制定、享保二年（一七三六）三月作成、島田義房（元祖八郎左衛門）、島田茂雅（雅茂カ、二代目八郎左衛門）制定、島田充房（初代与三右衛門）追書（宮本又次『宮本又次著作集 第二巻 近世商人意識の研究』講談社、一九七七年、四一三―四二〇頁）。
- (7) 京都府編『老舗と家訓』（京都府、一九七〇年、一〇七―一〇九頁、足立政男『老舗の家訓と家業経営』（広池学園事

業部、一九七四年)、一〇五、二八二頁。

(8) 京都府編『老舗と家訓』(京都府、一九七〇年)、一七二～一七八頁、足立政男『老舗の家訓と家業経営』(広池学園事業部、一九七四年)、一〇四頁。なお、これについては、米村千代も引用しているが、能力を重視して継承者を決定するという家督相続の方法を指摘する文脈で分析している(米村千代『「家」の存続戦略―歴史社会学的考察―』勁草書房、一九九九年、一〇四頁)。

(9) 「家内之定」、天明二年(一七八二)正月作成、杉浦三郎兵衛(杉浦家四代目)制定(藤田彰典「京都の商家杉浦大黒屋の家訓(上)」『京都文化短期大学紀要』創刊号、一九八四年、一四九～一八二頁、引用部分は一六〇～一六四頁)。杉浦一家は近江国出身だが、寛文三年(二六六三)に江戸で呉服営業店、貞享四年(二六八七)に京都で呉服仕入店を開業し、「江戸店持ち京商人」として著名なので(同上、一五〇頁)、京都商人として扱った。なお、作成者の三郎兵衛利喬(法名宗仲)は、一二歳のときに石田梅岩(石門心学の開祖)に入門し、梅岩没後においても富岡以直、齋藤全門らに師事した心学信奉者であったという(竹中靖一『石門心学の経済思想 増補版―町人社会の経済と道徳―』ミネルヴァ書房、一九九八年、七三〇頁)。齋藤全門(近江屋仁兵衛)も、不行跡家長に対する強制隠居を定めた家訓を延享元年(一七四四)に制定していた(竹中靖一『石門心学の経済思想 増補版―町人社会の経済と道徳―』ミネルヴァ書房、一九七二年、四四四～四五〇頁、宮本又次『近世日本経営史論考』東洋文化社、一九七九年、六七～七二頁)。商家の家訓と石門心学との関係については、すでに宮本又次が両者の共通性(①孝行や勤儉節約、勤勉、和合、②正直や柔和、恩義、③公益への貢献や家族の幸福)を明らかにし、商家が学識者に家訓の作成、注釈を依頼していたことも指摘している(宮本又次『近世日本経営史論考』東洋文化社、一九七九年、三七～九三頁)。ただし、石門心学は強制隠居慣行の存在を明示したものではない。

(10) 「享保十三申年善助方二而相認置候条々此所江拔書に出し置候覚」、享保一七年(一七三二)八月廿日作成、小野補救(包教、京井筒屋初代善助)、小野慶友(唯貞、包教弟、京鍵屋初代権右衛門)、小野善助(政房、京井筒屋三代目善助)制定(宮本又次『小野組の研究 第一巻』大原新生社、一九七〇年、三四四～三四五頁)。

- (11) 「別家衆之内にて極メ被置候掟之扣へ」、寛政二年(一八〇〇)二月吉日作成、西川家別家一同制定。当該史料は、西川家本家七代目家長の西川利助が寛政一年(一七九九)一月に作成した「定法書」に、西川家の別家一同が翌年書き継いだものの控えである(豊生才治郎監修・駒井鶯静編『西川四百年史稿本』西川産業株式会社、一九六六年、附録の二九～三八頁)。
- (12) 「示合之条目」、嘉永期(一八四八～一八五四)作成、制定者不明(末永國紀「近江商人小林吟右エ門家の家法」『経済経営論叢』第一三巻第一号、一九七八年、五七～六九頁、引用部分は六三～六八頁、末永國紀『近江商人 三方よし経営に学ぶ』ミネルヴァ書房、二〇一一年、一五〇～一五一頁)。
- (13) 「作法記」、安政三年(一八五六)秋作成、制定者不明(五個荘町史編集委員会編『五個荘町史資料集Ⅰ』近江商人 外村家の家訓・店則集成) 五個荘町、一九八九年、六～四五頁)。
- (14) 近江商人については、廃戸主制度を廃止した明治民法の施行以降も、不行跡家長に対する強制隠居を定めた家憲がある。宝暦五年(一七五五)創業の辻善兵衛家の場合、七代目善兵衛武光が明治四〇年(一九〇七)正月に制定した家憲には、「家長にして酒食放湯(酒)に耽り、又ハ家名を汚し、家道を顧みざる行為ありたるときは、親戚会議、又は重役会議により隠居せしむべし」とある(窪田和美『近江商人の生活態度―家訓・倫理・信仰―』法藏館、二〇二〇年、一五三、二三七頁)。
- (15) 「御本家之善悪二不限、世間ニテ俄取沙汰、広大仕候は、国不吉之基イ、又は時之御主人(西川家本家の家長)御身持情弱成風聞在之候は、毎月朔日会合之上、年番月之行司相札、一統無遠慮異見加へ可申事、尤等閑に難相成義者、毎月朔日之会合も不被相施、月々行司より致触、衆早束(速)一統打寄急度糺明可仕事」、「別家衆之内にて極メ被置候掟之扣へ」、寛政二年(一八〇〇)二月吉日作成、西川家別家一同制定(豊生才治郎監修・駒井鶯静編『西川四百年史稿本』西川産業株式会社、一九五六年、附録の二九～三八頁)。
- (16) 「先祖之規範并家務」、正徳六年(一七一六)四月吉日作成、山中喜右衛門(三代目善右衛門、当時隠居)制定(宮本又次「鴻池家の家訓と店則」宮本又次編著『大阪の研究 第三巻―近世大阪の商業史・経営史的研究―』清文堂出版、一九

六九年、五一〜一二九頁、引用部分は六〇〜六一頁。

(17) 宮本又次「鴻池家の家訓と店則」(宮本又次編著『大阪の研究 第三卷―近世大阪の商業史・経営史的研究―』清文堂出版、一九六九年、五一〜一二九頁)、五九頁。

(18) 「家定記録覚」、享保八年(一七二三) 正月吉日作成、喜右衛門宗利(三代目善右衛門、当時隠居)、喜右衛門宗貞(四代目善右衛門) 制定(宮本又次「鴻池家の家訓と店則」 宮本又次編著『大阪の研究 第三卷―近世大阪の商業史・経営史的研究―』清文堂出版、一九六九年、五一〜一二九頁、引用部分は七一〜七八頁)。

(19) 「書置」、宝暦一三年(一七六三) 二月作成、喜西(四代目久右衛門) 作成、「廣岡家文書」一一一五六―一一二(神戸大学蔵)。「廣岡家文書」については、高槻泰郎氏のご教示とご高配を賜った。記して御礼申し上げる。

(20) 「本家の主人身持患敷、相続之程無覚束相見へ申候わゞ、一家中并別家中相談いたし、弥主人悪事致決定候わゞ、名前相退け跡名跡人柄を見立相立可申候、(中略) 勿論本人義は承知之上、致印形置候上は、右評儀(議)に相隨ひ、一言之申分なく退身可致候、且分家之義是又同様に相心得可申事」、「起証文之事」、天明四年(一七八四) 作成。当該史料は、幼主の平蔵(四代目平右衛門)を補佐した番頭の山片蟠桃(ばんとう)が定めたという(宮本又次「大阪町人の家訓と氣質」宮本又次編著『大阪の研究 第三卷―近世大阪の商業史・経営史的研究―』清文堂出版、一九六九年、一〇五〇頁、引用部分は三二〜三五頁)。

(21) 「河内屋家号本家別家一統申合條目」、慶応二年(一八六六) 二月作成、柳原喜兵衛(二代目喜兵衛忠朝) 制定。当該史料は、喜兵衛忠朝が文化八年(一八一二) 制定した店則を、柳原家五代目家長の喜兵衛忠祐が別家一統の合意のもと筆写し、慶応二年(一八六六) に作成し直したものである(濱田啓介「近世後期に於ける大阪書林の趣向―書林河内屋をめぐる―」『近世文藝』第三号、一九五六年、一五〜二八頁、引用部分は二二〜二三頁)。

(22) 「家風書」のうち「極意」、安政三年(一八五六) 四月作成、三代目長右衛門方昭(実際には四代目が署名押印)・四代目長右衛門章虎改正・作成、岩淵令治「高崎屋の歴史」池上本門寺靈宝殿編『高崎屋と本寿寺―江戸の豪商高崎屋の歴史と信仰―』江戸の豪商高崎屋の歴史調査委員会、二〇一八年、一三七〜一六八頁、引用部分は一六〇〜一六六頁)。これ

については、岩淵令治氏の「教示を受けた。記して御礼申し上げる。

- (23) 岩淵令治「高崎屋の歴史」(池上本門寺盡宝殿編『高崎屋と本寿寺―江戸の豪商高崎屋の歴史と信仰―』江戸の豪商高崎屋の歴史調査委員会、二〇一八年、一三七〜一六八頁)、一五四〜一五五頁。

- (24) 「遺言状之事」、寛延四年(一七五二)二月執筆、宝暦二年(一七六一)追記、竹川彦左衛門(九代目彦左衛門)制定(松阪市史編さん委員会編『松阪市史 第二巻 史料篇 近世(二) 経済』松阪市、一九八三年、一六八〜一七〇頁)。
- (25) 「嶋家家法」、文政六年(一八二三)七月作成、嶋佐次兵衛(三代目佐次兵衛)制定(和歌山市史編纂委員会編『和歌山市史 第五巻 近世史料I』和歌山市、一九七五年、七五〜八六頁)。

- (26) 「当卯年召使・小もの二至迄向後定法相立末々双方為二成候様相究可申條々」、安政二年(一八五五)正月作成、北風荘右衛門(貞和、荘右衛門中興三代目)制定(神戸市役所編『神戸市史 第二輯 第三冊』神戸市役所、一九三七年、三五五〜三六一頁)。

- (27) 「但、伴頭、重立候手代ハ只商売をいたし候のミを忠勤とハ申かたく候、若主人あしき行跡有之時ハ早く諫めと、め、よき主人となして家ヲ相続させ、榮へ候様に取計可申候、(中略)親類同家ハ平生主人に心をつけて教戒し、をして隠居等之事出来不申様取扱候事、実に親戚の真実厚志にて有之候、主人ハ先祖父母より預り候大切なる家の盛衰存亡ともに家一身にかゝり候大事を不相忘、業を勤め、儉を行ひ、万事道に背かず、よく家を相続し、子孫に譲り、主人たる家を失ハす、塾居等之恥辱を受すして孝行相立候様可仕事」、「嶋家家法」、文政六年(一八二三)七月作成、嶋佐次兵衛(三代目佐次兵衛)制定(和歌山市史編纂委員会編『和歌山市史 第五巻 近世史料I』和歌山市、一九七五年、七五〜八六頁)。

- (28) 「万代家法書」、文政八年(一八二五)作成、宮崎八郎左衛門制定(舞阪町立郷土資料館編『舞阪町立郷土資料館資料集 第七集 遠州舞坂宿笹屋家法書』舞阪町立郷土資料館、二〇〇三年、二九〜七五頁)。

- (29) 「取替起証文之事」、天保十一年(一八四〇)八月作成、青山善右衛門真基・青山善右衛門智恒(六代目善右衛門)作成(天竜市役所編『天竜市史 史料編六』天竜市、一九七九年、三四八〜三四九頁)。

- (30) 「家格連印帳」、文政十一年（一八二八）二月作成、菊池治右衛門栄親（菊池本家11代目治右衛門）、菊池長四郎（孝兵衛知良、江戸日本橋）菊池家分家初代孝兵衛、菊池新之助、岡部太兵衛（菊池家別家）、鈴木久助（菊池家別家）、岡田吉右衛門（菊池家別家）、小倉莊七（菊池家別家）、斎藤与八（菊池家別家）、江部久七（治右衛門店手代）、橋本長作（文蔵、（佐原）菊池家別家）、吉田寛兵衛（丹兵衛、（宇都宮）菊池家別家）、吉田増兵衛制定（入江宏『近世庶民家訓の研究』「家」の経営と教育」多賀出版、一九九六年、三二一～三二七頁）。
- (31) 「掟書（諸用記）」、天保四年（一八三三）作成、塚田兵右衛門（四代目兵右衛門）制定（入江宏『近世庶民家訓の研究』「家」の経営と教育」多賀出版、一九九六年、三三三～三三頁）。
- (32) 「子々孫々江遺書之事」、文久元年（一八六一）作成、丸山儀左衛門（三代目儀左衛門）作成（古河市史編さん委員会編『古河市史 資料 近世編（町方・地方）』古河市、一九八二年、二九四～二九六頁）。
- (33) 「店条目」、弘化五年（一八四八）正月制定、明治四年（一八七二）筆写、制定者不明（青森県史編さん近世部会編『青森県史 資料編 近世 学芸関係』青森県、二〇〇四年、八四八～八五〇頁）。
- (34) 「六代目政朝公遺書写」、天明四年（一七八四）三月作成、村井久右衛門（政朝、六代目久右衛門）制定（能代市史資料編纂委員会編『能代市史資料 第一六号 袴田家文書（付・村井家文書）』能代市教育委員会、一九八六年、一一三～一四頁）。
- (35) 「起請文之事」、寛政十一年（一七九九）八月作成、鹿島屋本家治郎右衛門（四代目治郎右衛門）・鹿島屋出店（分家）次助（治郎右衛門弟）作成（米子市役所編『米子市史』米子市、一九四二年、三〇〇～三〇六頁）。
- (36) 「子供真直正直二育様心得方覚書」、文化八年（一八一）二月作成、手津屋正助（寛道、田主丸町移住後を初代として田主丸町林田家七代目）制定（秀村選三編『九州史料落穂集 第一一冊 筑後国田主丸町林田家（手津屋）家訓』文献出版、一九九八年、五四～六三頁）。
- (37) 「十一才方凡四十才迄者手代同様、右修行成就之上、手津屋正助と名前御許シ可被下成候、若万一四十才迄之内、少し心得違有之候而も可為勘当事」、「子供真直正直二育様心得方覚書」、文化八年（一八一）二月作成、手津屋正助制定

(36) 「秀村選三編『九州史料落穂集 第一一冊 筑後国田主丸町林田家(手津屋)家訓』文献出版、一九九八年、五四〜六三頁)。

(38) 「子供真直正直ニ育様心得方覚書」、文化八年(一八一二)二月作成、手津屋正助制定(秀村選三編『九州史料落穂集 第一一冊 筑後国田主丸町林田家(手津屋)家訓』文献出版、一九九八年、五四〜六三頁)。

(39) 「子々孫々ニ至り後家之世ニ相成候節者、若万一悪心差起り、不貞女、又者家之為ニ不相成奢り氣ニ相成、万事不取りメリ之節者、此事第一ニ記録ニ書残置候節者、早速丸裸ニして追出し候事、(中略)押隠居致させ候義も堅無用、少も無遠慮追出し候事肝要也、此義者下々之我等不背も、家の大切之事者、武家様も同様、乍恐秀吉公御隠れ被遊候後、淀君と奉申候御後室様も不貞女故、大坂百万石之御城も亡び候儀、貴賤共ニ女鳥の時をつげうたひ候様ニ相成候節者、弥家滅亡仕候義ニ付、譬子之為ニ母親ニもせよ、後家ニ相成、奢り出、不貞女ニ相成候節者、何分家之大事ニ者難替、丸裸にして追出し候事肝要也、又家相続人若万一不行跡之節者、右同断之事」「子孫見考祿席〔序〕」、文化一〇年(一八一三)五月作成、林田正助寛政(寛道)制定。署名には寛政とあるが、寛政は、当該家訓においては田主丸町林田家五代目の助四郎政禮を「祖父」、六代目の助四郎美政を「親」と呼んでいたもので、正助寛政は七代目の寛道である(秀村選三編『九州史料落穂集 第一一冊 筑後国田主丸町林田家(手津屋)家訓』文献出版、一九九八年、六四〜八〇頁)。

(40) 当該制裁条目には付紙があり、そこには「馬場御旦那様」からの批判として、「家の為ニ者敵ニ候得共、親を丸裸ニ者余り強く可有之、耆人扶持与江ソコラ之給料を添候而、親類歟、別家ニ預ケ、志之改り候迄者音信不通位之致方者なく候哉、孝之道全くかけ候様ニ被存候」とある(秀村選三編『九州史料落穂集 第一一冊 筑後国田主丸町林田家(手津屋)家訓』文献出版、一九九八年、八〇頁)。

(41) なお、この「後家」が女性当主を意味した可能性もある。関東の農家の場合、一八世紀後半には、男系への「中継ぎ」という範疇を越えた女性相続人が出現した。一九世紀中頃には、家族内に成年男子を伴う後家や女百姓が家長として家産を管理する例が多発し、女性から女性への相続もみられた(青木美智子「女性相続にみる近世村社会の変容―武州入間郡赤尾村を事例として―」『歴史評論』第七四〇号、二〇一一年、五二〜七三頁)。なお、商家においては、家付き娘が家産

を相続し、婿が家督を相続し家業を担う場合があったが、この場合も、家産については婿である家長が運用できたと推測されている（吉田ゆり子『近世の家と女性』山川出版社、二〇一六年、七一〜九五頁）。なお、女性当主については、大藤修『近世庶民社会論―生老死・「家」・性差―』（吉川弘文館、二〇二二年）の一四八〜一五三頁も参照。

(42) ただし、手代のみの判断で解任できたとは考えにくいので、血縁の親族の場合には解任権、非血縁の手代・別家の場合には解任請求権が備わっているとしておいた。

(43) 「口上覚」、安永二年（一七七三）作成、加嶋屋幸七・加嶋屋平兵衛・加嶋屋吉兵衛・加嶋屋弥兵衛・加嶋屋安兵衛・加嶋屋伊兵衛・加嶋屋十郎兵衛・加嶋屋林左衛門・加嶋屋七郎兵衛・加嶋屋作兵衛作成、「廣岡家文書」六一八―二（神戸大学蔵）。当該史料の一条目と二条目には、次のように記されている。「一、久右衛門殿事、此度遊女二被泥、放埒成身持他之人口甚鋪、（中略）久右衛門殿右体不慎之段、絶言語を候事二御座候、若氣と八年中、時節柄を茂不憚、失本心を候被致方二付、我々共も各様思召二致同意、久右衛門殿被致隠居、各様御熟談之上、跡名前入相極、他之人口茂相止候様取計度、一旦者及詰候得共、得与相考候処、久右衛門殿此節病氣二茂有之、其上未若年之事二候得者、快気之上、御互二追々心永か二異見も仕候ハ、本心被立帰、養家名跡無恙相統在之様成り被申間敷もの二茂無御座候間、心底相改被申候迄者、表向名前之儀者是迄之通二差置、御館入之御屋鋪方江被致出勤候義者、名代を以相勤させ、久右衛門殿者禁足被仕候中二異見之趣実々被致得心候ハ、久右衛門殿より其節誓詞一札茂取置候程二致度候間、各様より茂敷敷被遂御異見、万端慎之心底茂出、右遊女弥手を離シ、悪説相止候様御勤弁被下度事」、「一、久右衛門殿事、此以後万々一遊女手切無之内々ニ而目を懸ケ忍ひ之出会等有之、他之悪説不相止候歟、又者禁足之内者勿論、病氣全快之已後二至候而茂、又々世評二拘り候様成不行跡之儀有之、各様我々共より異見加へ候義茂不被用候ハ、此上者不及是非事二御座候間、其砌者久右衛門殿表向名前茂相除ケ為致隠居、跡名前入之儀者各様へ御相談之上、相極候様いたし度候事」。

(44) 豊生才治郎監修・駒井鷲静編『西川四百年史稿本』（西川産業株式会社、一九六六年）、三一〜三三頁、濱田啓介「近世後期に於ける大阪書林の趣向―書林河内屋をめぐる―」（『近世文藝』第三号、一九五六年、一五〜二八頁）、二三〜二四頁、足立政男『老舗の家訓と家業経営』（広池学園事業部、一九七四年）、二八二〜二八五頁、江頭恒治『近江商人中井

家の研究 復刻版』(雄山閣、一九九二年)、一九九〇五頁、末永國紀「近江商人野田六左衛門家の系譜と蓄積過程」『(1)経済學論叢』第六二卷第四号、二〇二一年、一〇五七頁、一二頁、末永國紀「近江商人 三方よし経営に学ぶ」(ミネルヴァ書房、二〇二一年)、一五二頁など。

(45) 末永國紀「近江商人野田六左衛門家の系譜と蓄積過程」『(2)経済學論叢』第六二卷第四号、二〇二一年、一〇五七頁、一二頁、末永國紀「近江商人 三方よし経営に学ぶ」(ミネルヴァ書房、二〇二一年)、一五二頁。

五 農家の家長と強制隠居慣行

農家の規範・慣習は、大藤が提示した事実で十分かもしれないが、一般化するためにも以下で示しておく。

農家の家訓類によると、先述の宮負定雄が示したように、家産は先祖からの「預りもの」という觀念が広く浸透していた。飛騨国吉城郡舟津町村(現岐阜県飛騨市、幕府領)の河上平七が宝曆八年(一七五八)に作成した家訓には、「当家の家田畑は先祖より預りもの也、子孫我がものと思ふべからず、孫兵衛、拙者(平七)兩人してこれを遺し置候間、必我がものとするなかれ」とあり、武蔵国入間郡青柳村(現埼玉県草加市、幕府と旗本二家の三給)の藤波喜右衛門が文化一四年(二八一七)に制定したという家訓においては、「所持之田地、家財諸道具、我物与不思、先祖与預物与相心得、大切二いたし、段々子孫江可相讓事」とある。下野国河内郡下蒲生村(現栃木県河内郡上三川町)の田村仁左衛門が明治六年(一八七三)に作成した遺訓においても、「家督相続は、先祖より代々伝りたる家材田畑山林等に至迄皆預りの家材也、大切に相勤め、預りの物わ何に品によらず手入致し、損じたる品はもとめ、一品たりとも不足ならぬ様に致し、子孫へ遜るべくは相続人の第一の勤め也」とある。

いずれも、家産が家長個人の私有物でないことを明言している。とくに、藤波喜右衛門と田村仁左衛門の家訓・遺訓からは、家長が家産を適切に管理し、継承する義務を負っていたことがわかる。

強制隠居についても、農家の家訓類から確認することができる。なお、判明する限りにおいて、注で家訓類の作成者の経営規模や事績を記しておいた。

東北の農家の場合 出羽国秋田郡大久保村（現秋田県潟上市、秋田藩領）の菅原源八が隠居後の文久二年（一八六

二）に著した『老の辭言集』には、「竈は大中小あれども、分限柄もあり、家業柄あり、それ／＼に算筆礼法知らずはぬ事なり（中略）、驕奢放侈我俚ならば、先祖の大事には替へがたし、押込隠居か、生涯中勘当敷する外あるべからず、世の中は上下とも無頼の行状多分あり、人に物知らず馬鹿よと恥しめられても赤面する事なく、痴人と呼下されても恥も悔もなき人に、強諫教諭すれば、氣詰か、愁^{ツツキ}き骨折りか否のと遊び^{ウツ}遨^{ウツ}らして、年^開闡^開けて終に其の身捨り損するをも知らざるなり」とある。⁴

ここでは、竈（家の規模）の大中小に関係なく、算筆・礼法の習熟に努めるべきとする文脈のなかで、不行跡の家長に対しては強制隠居をすべきとあるのが興味深い。これは、強制隠居の可能性は大中小に関係なく存在したことを予感させる。一方、厚顔無恥の家長は、周囲から不行跡を叱責されても、勤勉に働くことを余計に嫌がり、遊び散らし、いざ強制隠居を通告されてから自らの損失を知る、とも記されている。このように、強制隠居による将来的な損失を予測できず、目の前の利益や満足度に走る家長も存在したことが示唆されている点は、非常に重要である。ただし、源八の文章からは、浅慮な家長にならないために日頃から家長は算筆・礼法を習熟すべき、という文脈で読めるので、厚顔無恥かつ浅慮な家長は例外的な位置づけであったと推測される。

関東の農家の場合 武蔵国入間郡青柳村の藤波喜右衛門が文化一四年（一八一七）に制定した家訓には、「身上柄取

調之儀、毎年正月十二日を定日ニ極、分家并諸親類相招、委為相改可申候、亭主放蕩ニ而奢ケ間敷儀有之候歟、農業不精ニ致候歟、其外不埒之儀有之、身代之衰相見候ハ、諸親類一同ニ致異見、不用ニおゐてハ、是又諸親類相談之上、衣食住を極ケ成ニ取繕、隠居為致、諸相続之儀者猶又得と親類相談之上、筋目相糺、実体成者ヲ見立可為致相続、此段親類中江達置候間、右体之儀毛頭無之様相励ミ可申事」とある。

藤波家においては、親族が毎年の年始に当代家長の行状を精査し、放蕩か農業不精による経営悪化、あるいは不埒な行為や老衰があると判断した場合、当該家長に改善や静養を求めるといふ。しかし、その忠告に当該家長が応じないときには、親族が当該家長を強制的に隠居させることが可能であった。一年に一回、親族が家長の行状調査をするという点で、藤波家の家長は親族の厳しい監視下にあつたことがわかる。親族に精査と強制隠居の許可を傳達したので精励するよう喜右衛門が命じたことから、代々家長に対し勤勉に働くことが合理的であるという判断を与えたと思われる。

武蔵国埼玉郡南大桑村（現埼玉県加須市、旗本六家の六給）の門井新三郎とその手代、支配人、後見、親類たちが連名で天保三年（一八三二）に制定した家法書には、「右之通家法一統打寄、評儀取極候上者、雖亭主、家之法ニ相背、再応異見申聞候上、相用不申候候ハ、隠居為致可申候」とある。門井家は南大桑村第一の大地主であつたようだが、家法書には「質方取次之衆」に対して誠実な対応をすべきことが書かれているので、手代や支配人を雇用して質屋も営んでいたとみられる。したがって、農村地主とはいっても、やや商家の家法書に近く、手代や支配人たちにも家長の解任請求権が具備されていた。

上総国長柄郡一松郷入山津村（現千葉県長生郡長生村、幕府と大道寺、一宮藩の三給）の木島分家の喜右衛門、文右衛門、庄左衛門、平治左衛門、茂右衛門、与惣左衛門が天保一三年（一八四二）に作成し、本家の武左衛門と結んだ契約書には、「本家武左衛門方にて放蕩、或ハ稼方怠候衆出来候節ハ、分家六軒立合異見差加、若取用不申節ハ、当

人押込隠居跡、悴え家名相讓候様取斗、悴幼年候ハ、六軒之内正路之者相撰、致後見可申筈」とある。⁽⁸⁾

木島分家の六家は、木島本家の家長武左衛門が不行跡であると判断した場合、当該家長に忠告し、改善を求める。しかし、当該家長の行状に改善がみられないときには、分家の六家が当該家長を強制的に隠居させることが可能であった。当該契約書は、本家の家長をめぐる会議に出席できるのは分家六家であることを明記している点に特徴を有するが、強制隠居については、前述の藤波喜右衛門の家訓と概ね同じである。なお、分家についても同様の記述がある。⁽⁹⁾

東海の農家の場合 農政家・二宮尊徳（金次郎）の仕法書にも、強制隠居の文言がみられる。尊徳が嘉永二年（一八四九）に作成した川久保民次郎家（尊徳の従弟）の再興相統議定書には、「依之分度（支出の上限）を犯し、財用出入、符合せざるものを愛せば、家株を失ひ、詰り妻子を道路に為立、子孫滅亡する事疑なし、此故に分度を失ひ、田畑を損する者を為致隠居、当分妻子撫育のため、屋敷之内、上畑壹畝歩、高田村越石中田式反壹畝廿三步、下々畑式畝歩、都合式反四畝廿三步貸附、家株田畑補助するものを選び相渡し申候へば、年々歳々無尽之米・麦・雑穀産出し、人命を養子孫相統疑なし」とある。⁽¹⁰⁾

民次郎の祖父である相模国足柄上郡曾我別所村（現神奈川県小田原市、小田原藩領）の川久保太兵衛は、不行跡の兄弟のために負債を抱えた。しかも息子の富七は、家督相続後に病身となって貧窮度を高めたので、二宮尊徳に助成を求めたようである。二宮尊徳の母は太兵衛の娘であったから、尊徳は一家再興に努めた。天保十一年（一八四〇）には、尊徳は小田原報徳方を通して、富七の息子の市太郎・民次郎・常次郎に対し金一〇〇両を無利子で融資した。兄弟は田畑を買い戻し、残金で運用益を得たが、長男の市太郎は損失を出し、次男の民次郎は金二九両を積み立て、三男の常次郎は金八両余を積み立てたので、尊徳は民次郎を川久保家の相続者にすることを命じた。民次郎の相続対象地は、一町六畝一八歩（石高八・四六七六石）に決まった。そして、このとき尊徳が長男の市太郎の処遇を通知したときの文言が

上記の引用部分である。市太郎は「田畑を損する者」として強制隠居を受け、二反四畝二三歩の田畑を借り受けることを命じられた。結局、嘉永四年（一八五二）には、民次郎は辞退して市太郎が一時相続することになったが、いずれにしても尊徳が、財産管理に不適格な家長は強制的に隠居すべき、という考えを持っていたことは確実である。

北陸の農家の場合 越後国蒲原郡水原村（現新潟県阿賀野市、幕府と旗本の相給）の市島徳次郎、市島六之丞、市島次郎吉、市島次郎八、市島権之丞、市島長次郎が文化六年（一八〇九）に結んだ契約書には、「一分之身上二拘り、一同評議之上、異見相加へ我侪二而不相用候ハバ、本家・別家立会、其者之身上本家江引渡跡、相続人相立候迄預ケ置、当人義為致隠居」、「右之条々一同納得之上ハ、（中略）子々孫々二至迄堅相守、家法失怠無之様致可申候、万一相背候輩ハ前書之通可為押込隠居候」とある。

当該史料からだけでは、強制隠居の対象が家長か否かが判然としないが、角市市島家四代目熊太郎が著した年代記をみると、市島本家六代目の家長徳次郎が親族から強制隠居を通告されたという記事がみられる。

当該年代記の天保四年（一八三三）八月条には、「本家市島徳次郎殿儀、身持不宜、普請等相企候二付、親類一同難ヶ敷次第二付、相談之上、江戸表江此方（角市市島家三代目次郎吉）代又次郎、芝田（新発田）市島次郎八（丸市市島家二代目次郎八）出府いたし、上向願取之上、隠居為致候積二て」とあり、親族会議が家長の強制隠居を決定できる権限を有していたことがわかる。ただし、この直後の記事に注目したい。続く同条には、「親族が」徳次郎方江罷越候得共、聞入不申、却而親類共乱坊相振舞候様、御役所江願出、不相濟内熟いたし、無余儀徳次郎意二為相構申候」とある。これをみると、①徳次郎が親族から強制隠居の通告を拒否し、粗暴に振る舞ったこと、②これに対し親族が徳次郎の強制隠居執行を代官所に求めたが、代官所は示談を勧奨し、徳次郎は家長の座を継続したことがわかる。

よって、強制隠居は結局、実効力を持たないという意見もあるかもしれない。しかし、この点で注意すべきは、代官

所が強制隠居執行を通告するためには、原告の親族が第三者である代官所に対し、被告人の家長の不行跡を示す明瞭な証拠を提出しなければならぬことである。証拠なしに代官所から強制隠居執行が認められてしまうと、仮に家長に何の不行跡な点がなくとも、親族が意のままに家長の強制隠居を執行できることになってしまう。

徳次郎の場合、不行跡か否かの争点となったのは、「普請等相企候」という点である。実際、後年の徳次郎は天保七年（一八三六）頃から五年かけて巨大な別宅を建造した。ところが、これは天保七年（一八三六）大凶作時の窮民に対する雇用機会提供の一環であり、幕府もそれを聞いて咎めなかったといわれている。¹⁵この点、強制隠居を通告された天保四年も凶作の年であったから、当時の徳次郎は、自らの充足感だけでなく、雇用機会提供という利他的意思を持って別宅を建造しようとした可能性がある。このように徳次郎の言動を豪華な浪費とするのは一面的であったとすると、親類が徳次郎の別宅建造を気に入らなかつたとはいえ、それだけでは、強制隠居に足る証拠として代官所を納得させることはできなかつたとみるべきである。

この仮説を補強するものが、幕領代官の問い合わせに対する幕府評定所の回答である。文政七年（一八二四）九月、代官の伊奈半左衛門は、評定所に対して、隠居の父母が子である不行跡の家長を勘当できるのか、という問い合わせをした。これに対し幕府の勘定奉行は、当該家長の行状を詳細に調査し、臨機応変に対応すると回答していた。¹⁶よって、不行跡の程度と証拠次第では、幕府は不行跡家長の強制隠居を執行することも可能であったと思われる。

一方、親族が起請文（きしょうもん）（神仏への誓いを示す文書）の形で強制隠居に関する契約書を作成する場合もある。越後国頸城郡岩手村（いわで）（現新潟県上越市、高田藩領）の佐藤家、高畑村の湯本家、上小野村の三上家、岩野村の籠嶋家の各家長が天保三年（一八三二）に結んだ契約書には、「此末我等四軒之中之子孫ニおゐて奢に長シ、或は不身持にて身上不如意いたし候者出来候ハ、跡三軒之者共打寄、身上向取懇検査を押へ、不身持之儀も候ハ、成丈ケ異見差加、万事質素二

為立戻、身上取直候様取斗可申候、其上異見も不取用、不身持にて、不得止事身上二も拘り候心得違之人物二候ハ、三軒申合隠居為致候共、又者無余儀候ハ、べり等之手当テをいたし、押込候共、身上方二不為差構、其上成行附候迄三軒之者共立会世話いたし可申候⁽¹⁷⁾とある。当該史料には家長（主人、亭主）の語がみられないが、引用部分の前文には、自らと子孫は管財人としての意識を持つべきことが記されており、しかも、家長権の放棄を意味する「隠居」の語が用いられているので、強制隠居の対象は家長にも及んだと思われる⁽¹⁹⁾。

越後国蒲原郡茨曾根村（現新潟県白根市、新発田藩領）の関根五左衛門・関根己之八、五泉町の長谷川文左衛門・長谷川良左衛門、新潟湊の吉川勘兵衛・吉川勘太郎、茨曾根村の関根小左衛門・関根小五郎の四家が文化三年（一八〇六）に取り交わした誓約書には、「時之亭主、我假不法之儀相聞ひ候ハ、異見差加ひ、其上不相用、不得止事不埒二相成、家禄を令沽却、家名及断絶候程之儀有之候ハ、外三軒之者⁽¹⁸⁾与得評決之上、亭主隠居為致、家督之儀者次男・実子等有之候ハ、順送二不抱^(拘)、跡式相続可取回ス、人柄を見立、家督二相立テ可申候、且又家督之人若年二候ハ、其家分家筋之もの等之内、人柄有之候ハ、是又順送二不抱^(拘)、三軒之もの見立候而、成長迄後見為致候共、又者出入之者之内、実体之者を見立、世話為致可申候、若次男・実子等も無之候ハ、其家分家筋之者か、并外三軒之内、相糺、人柄を見立、家督二相立可申候、何れにも外三軒評議之上、其家為筋宜取計候議、決而違背申間敷候事⁽²⁰⁾とある。ここでは、①親族の四家のうち、いずれかの家長が不行跡であった場合、他の三家が会議を開き、強制隠居を評決すること、

②強制隠居後の相続、次代家長への世話に關しても、三家が後見の責任を持つことが明記されている。

とくに注目すべきは、四家のみが不行跡家長の解任権を備えるべきことが記されていることである。前掲誓約書の付記には、「外諸親類々彼は相妨候もの有之候共、其時之亭主々相掛合、妨無之様可致候、若又外三軒取計之儀、亭主心底二不叶、外親類与内々申合、相妨候ハ、亭主押込メ隠居二取計、外親類二不差構、三軒之者評決次第取極可申候」

とある。不行跡により他の三家から強制隠居を通告されそうな家長が、三家以外の親類と共謀し、三家からの強制隠居に抵抗したとしても、三家の評決が最優先された。

越中国砺波郡内島村（現富山県高岡市、加賀藩領）の五十嵐之義が文政二年（一八一九）に作成した遺訓には、「京・大阪の大丸などと与ふ町人、代々富家なるは、手代を撰て番頭手代に家財を仕付とらしめ、恩をかけて仕ことなり、主人身持不埒なるときは、番頭手代より押込隠居をさすなり、如此したるものゆゑ、万代不変なり」とある。⁽²¹⁾ここで注目すべきは、不行跡の家長に対する解任権の例として、呉服商の下村（大丸屋）正太郎家が紹介されていることである。これは、商家の慣例が農家に伝播していた可能性を予感させる。

畿内の農家の場合 家長が不行跡であると親族たちが判断した場合、当該家長を本家から追放し、分家させるという契約書もあった。

河内国茨田郡平池村（現大阪府寝屋川市、笠間藩領）の平池治右衛門が親族との連名で明和三年（一七六六）に作成し、平池村の隠居治兵衛・悴重次郎らに宛てた誓約書には、「田畑金銀家財不残我等江御譲り被下、過分ニ存候、御公儀様御地頭様御法度堅相守、家業大切ニ出精可致事、但し、博奕好、遊女、不孝不益ニ而、疎家業し、宛名並加印之親類之内、忝人ニ而も御差凶次第、早速重次郎へ田畑金銀家財不残相渡し、御帳面名前重次郎へ切替相渡し可申候、我等は実父与次兵衛様を御譲り被下候書分之通、別家可致候」とある。⁽²²⁾当代家長の治右衛門が家業を疎かにしていると、宛名・加印のうち一人が判断すれば、強制的に別家（正確には分家）させるといふ厳しい掟である。

一方、治右衛門の相続時期や悴重次郎の処遇についても、厳格な取り決めがあった。上記の誓約書の続きには、「重次郎儀、我等子ニ致し、年三拾才迄之内、相応之妻を迎、婚姻致可申候、重次郎四十才ニ相成候ハ、田畑金銀家財不残譲り渡し、帳面名前重次郎へ切替、家督相続致させ、我等隠居可致候、但シ、重次郎儀、博奕好、遊女、家業ニ疎候

ハ、親類相談之上、おふみ、おさと女子之内へ実体成者致養子、家督相続為致可申候」とある。これによると、①倅の重次郎も同様に、親族が不行跡と判断すれば、重次郎の相続資格は剝奪されたこと、②親族たちは、治右衛門の娘に婿養子を入れてまで、行状のよい後継者を選定することを取り決めていたことがわかる。

不行跡の家長に対し、強制隠居ではなく、「家」からの追放を定めたものもある。和泉国日根郡畠中村（現大阪府貝塚市、岸和田藩領）の要源太夫宗光が寛保元年（一七四一）に作成し、親族に宛てた遺言書には、「先祖方相伝之田畠其外諸色源太夫（宗玄）^{むねはる}江譲り申候、然共源太夫身持悪敷、不行跡二有之候者、家を追出シ、次男佐源（宗光次男）可為惣領、自然源太夫出間敷我假申候者、此書附を御役所様へ指上、御指図御請可被下候、次男佐源不行跡二候ハ留四郎（宗光三男）、七之介（宗光四男）^{（23）} 兩人之内可為相続候、要之家退転不致候様二一家中御世話頼入候、追出シ申俸共為飯料毎歳米三石ツ、一代切二遣シ可申候」とある。要家の親族は、当代家長が財産管理に不資格であると判断した場合、当代家長を「家」から追放する。それを拒否する家長に対しては、岸和田藩の強制力を頼る。最終的には、強制隠居の執行を領主に期待する点が特徴的だが、実は他家においても、強制隠居を拒否する家長に対し、領主の強制力を期待する家法や契約書がみられる。^{（24）}

追放された家長は、毎年三石の飯料を得る。ただし、宗光弟の源七が「不行跡二付、（中略）壱石五斗程之田地、綿を作せ、少々宛麦米遣一す処置を受けたように、不行跡の家長が仮に「家」の保護、すなわち強制隠居で済んだ場合においても、二〜三反百姓としての生活を余儀なくされる可能性があった。したがって要家の場合、不行跡の家長に対しては、強制隠居、程度が重ければ「家」からの追放を執行されると理解してよい。追放規定は最悪の事態の「脅し」であらう。なお、要家分家の遺言書にも同様の追放規定がある。^{（26）}

一方、要家以外の場合、家訓類は発見できていないが、実際に家長が強制隠居を執行された例もある。和泉国日根郡

佐野村（現大阪府泉佐野市、岸和田藩領）の吉田久左衛門が、藩有林を許可なく伐採し（一本との供述だが、一本かどうかは怪しい）、岸和田藩から種々の役職を解任され、親族によって「家」から追放されることになった。⁽²⁷⁾ 実際、紆余曲折を経て、吉田家は和泉国日根郡橋本村（現大阪府貝塚市、岸和田藩領）の医師長谷川桂山の弟を養子に入れた。⁽²⁸⁾ 隠居は「代々親子共しくじり」と反省し、⁽²⁹⁾ 藩有林伐採の露見後、罰金や相続費用を払えないほどに貯蓄を持たず、すぐに所有田地を質に入れて融資を受けていたことから、⁽³⁰⁾ 当時の吉田家は経営悪化に陥っていたとみられる。当時の家長久左衛門は、不正が露見しない可能性に賭けて、不正で経営を立て直し、強制隠居を回避した可能性がある。⁽³¹⁾

和泉国大鳥郡赤畑村（現大阪府堺市北区、幕府領）の高林清左衛門家においても、不行跡の家長に対する強制隠居の慣行があったとみられる。文化六年（一八〇九）頃、家長の清左衛門玄良は、三男の藤三郎を大坂江戸堀三丁目の伝法屋五左衛門家の養子に出していた。そして、文政四年（一八二二）に至ると、藤三郎（二六歳）が伝法屋五左衛門家の家督を相続することになった。このとき、清左衛門と長男雅五郎が提出した誓約書の控えには、「右之外諸事心を付、精々教示を加江、不埒無之様可為致候、万一心得違之儀御座候ハ、幾度ニ而も精々異見相加仕、相改させ可申候、猶其上ニも御坐候ハ、我等方へ引取、名前為相退可申候、為後日差入申一札、依而如件」とある。⁽³²⁾

清左衛門と雅五郎は、藤三郎の養母の伝法屋たみに対し、藤三郎が不行跡で過失も認めない場合には、藤三郎を家長から追放してもよいことを約束した。藤三郎自身もこれに承諾した。家長が不行跡の場合、家族・親類が当該家長を強制的に隠居させる「家」制度が採用されていたことを示唆する。

中国筋の農家の場合 備後国芦田郡福田村（現広島県福山市、福山藩領）の小野新四郎家にのこる寛政七年（一七九

五）の家訓には、「亭主身持悪敷敷、又ハ華美驕奢を好ミ、或は遊芸に溺るゝの類ひ、都て家業に怠たらは、一族並二^(譜)普代の者厚く評議を遂て、速に押隠居すへし」とある。⁽³⁴⁾ ここでは、一族と譜代の者たちが当代家長の家業怠慢を会議で

認めた場合、強制隠居を執行することが明示されている。「普代の者」が誰かは判然としないが、当時、小野家は地主であったから、先述の門井家のように、奉公人から独立した商家の別家のような存在がいたのかもしれない。

備前国児島郡味野村（現岡山県倉敷市、岡山藩領）の野崎武左衛門が弘化四年（一八四七）に作成した家法書には、「本家・分家・別家とも相続人身持放埒之者有之時は、各立会、敵敷異見ヲ加工、其上ニも心ざしを改めずば追放ちて、決して家名相続いたすべからず」とある。「相続人」とは誰を指したのが問題だが、この家法書は、武左衛門が隠居し、家長常太郎に向けて作成したものであったから、「相続人」は家長を指したと思われる。³⁵野崎家は塩田・新田地主でありながら、血縁の分家と非血縁の別家（元手代）を有し、同族団の拡大を進めていた。手代には不行跡の家長に対する解任請求権はなかったようだが、独立後の別家には解任請求権が備わっていたようである。

九州の農家の場合 筑後国生葉郡山北村（現福岡県糸島市、福岡藩領）の河北八兵衛が天保一四年（一八四三）に制定した家訓には、「心得違致し、勝手持被宜ものハ、嫡子たりとも押込、末子ニ家督可申付、若末子ニも無之候者、成丈血筋之ものハ養子可致事」とある。当時、四〇歳の八兵衛は、「子々孫々至る迄、必々先祖之高恩を片時も忘脚致ス間しく、若心得違之もの出来候ハ者、蒙天罰事疑ひ有へからず、（中略）親・先祖々おしへよりの仕来り左ニ書残しぬ」と前書を綴っていた。³⁶八兵衛が自らをも戒めつつ、嫡子にも品行を正すよう訓戒していたことから、家長も不行跡と判断された場合には、「天罰」として強制隠居を受ける可能性があったことを予感させる。

小括 以上から、農家の家長も、①一時的な管財人であったこと、②親族から不行跡と判断された場合には強制隠居を受けるという制約を受けていたことがわかる。ただし、農家の場合、商家とは異なり、原則、雇用労働者である手代が不行跡の家長解任を請求することはできなかったと思われる。ただし、南大桑村の門井家のように、商人化した地主の場合であれば、手代たちに解任請求権が付与される場合もあった。

もとより、対象が家長とは明記されていなくとも、行状が悪い嫡子を勘当することを明記した家訓類はより広範にみられる⁽³⁷⁾。先述した通り、家訓類に強制隠居の規定がなくとも、不行跡家長に対する強制隠居の執行可能性が広く認識されてきた可能性は十分にある。

これまでみてきたのは、中小から巨大規模までの地主層の家訓類である。家訓や遺書は強制隠居の慣行を明文化された形で確認できる好個の史料であり、農家の強制隠居を説明するにあたっては、家訓類が現存する地主層の事例が多くなるのは自然である。対して、小規模の農家では、家訓類を作成するほどの保有財産がなく、仮に家訓類が作成されても今日まで現存しにくかったから、強制隠居の慣行を明文化された形で確認することが難しい。しかし、村役人以外の百姓層においても、「身持不埒」や「身持不宣」という理由で、親を含む親族が子や縁者を旧離、勘当する事例は多く報告されていることをふまえると、少なくとも土地という財産を所有する農家（高持百姓）であれば、親族が不行跡の家長に対する解任権を備えた可能性が高い。今後の課題としたい。

なお、とくに村の場合、村制裁として家長が強制隠居を受ける場合があった⁽³⁹⁾。当代家長の言動は、親族だけでなく、村人たちにも監視されたといつてよい。

- (1) 「河上家家譜」、宝暦八年（一七五八）二月作成、河上平七（河上家九代目家長）制定。これは、平七が次代家長の与四郎に与えた家訓である（神岡町編『神岡町史 史料編・別巻（土木・諸業・社寺・家格・学芸・地誌）』神岡町、一九八〇年、六〇五〜六〇六頁）。孫兵衛の素性は判然としないが、当該史料には「孫兵衛書残置候事も心得可申事」とあるので、孫兵衛は与四郎に訓戒する親族のひとりであったと思われる。

- (2) 「遺状」、天保三年（一八三二）一月作成、藤波喜右衛門（藤波家三代目家長）制定。これは、文化一四年（一八一

- 七) に藤波喜右衛門が「当家代々亭主」宛てに記した家訓を、未亡人を含む相続人と親族一同が確認し、内容に相違ない旨を奥書して筆写したものである。藤波家は、弘化二年(一八四五)に四一石余の土地を所有し、明治初年には埼玉県下第一位の大地主に成長した家である(草加市史編さん委員会編『草加市史 資料編Ⅰ』草加市、一九八五年、七一二〜七八頁)。
- (3) 「吉茂遺訓」、明治六年(一八七三)作成、田村仁左衛門(当時隠居)制定。作成者の田村仁左衛門吉茂(一七九〇〜一八七八)は、「農聖」ともうたわれたほどの篤農家であり、農書『農業自得』を著した人物でもある(山本真功編註『家訓集』平凡社、二〇〇一年、三五八〜三八二頁)。吉茂は下蒲生村の旗本領の名主を務め、その田地作付面積は、天保一年(一八四〇)時点で二町四反余であり、安政期(一八五四〜一八六〇)に至ると三町一反余に及んだ。田村家は、明治四九年(一九〇七)には田地五町六反、畑地四町五反余を所有した(栃木県史編さん委員会編『栃木県史 資料編 近世八』栃木県、一九七七年、一二頁)。
- (4) 『老の僻言集』、文久二年(一八六二)作成、菅原源八作成(小野武夫『日本農民史料聚粹 第八卷上』巖松堂書店、一九四三年、一二五〜一八〇頁)。源八は、寛政六年(一七九四)生まれで、文化十一年(一八一四)には大久保村肝煎の補佐役、天保一四年(一八四三)には大久保村肝煎に就任した。安政三年(一八五六)に隠居し、医術、華道、俳句、狂歌の素養に優れ、多数の著作をのこした。一九世紀前半の菅原家の所有地は、五万刈(仮に一〇〇刈を一反として五〇町歩)に及んだという(昭和町誌編さん委員会編『昭和町誌』昭和町、一九八六年、五六三〜五六六頁)。
- (5) 「遺状」、天保三年(一八三二)十一月作成、藤波喜右衛門(藤波家三代目家長)制定(草加市史編さん委員会編『草加市史 資料編Ⅰ』草加市、一九八五年、七一二〜七八頁)。
- (6) 「家法取調帳」、天保三年(一八三二)五月作成、手代庄兵衛・支配人幸助・門井新三郎・後見岡右衛門・後見新八郎・親類弥兵衛作成(加須市史編さん室編『加須市史 資料編Ⅰ 原始・古代・中世・近世』加須市、一九八四年、一一一九〜一二二頁)。
- (7) 加須市史編さん室編『加須市史 別編 人物誌』(加須市、一九八四年)、一八九〜一九〇頁。矢ヶ崎榮太郎編『歌人内

山真弓』(歌人内山真弓刊行会、一九三七年)の三二一―三三三頁も参照。

(8) 「木島家分家取極規定書」、天保一三年(一八四二)二月作成、喜右衛門、文右衛門、庄左衛門、平治左衛門、茂右衛門、与惣左衛門作成、武左衛門宛先(千葉県史編纂審議会『千葉県史料 近世篇 上総国 上』千葉県、一九六〇年、三一八―三一九頁)。木島武左衛門家は、一松郷海岸(くじょう)(九十九里浜)の開発地主であり、袴摺浦(一松郷二か村)の名主を務めた家柄である(長生村史編纂委員会編『長生村史』長生村、一九六〇年、一一八―一九頁)。

(9) 「分家之内ニ放蕩或ハ稼方怠候者出来候ハ、本家之異見相頼可申候、其上不取用候えは身上取上ケ、本心ニ立戻候迄本家え相預、兎角身上不如意ニ不相成様互ニ添心致可申候」、「木島家分家取極規定書」、天保一三年(一八四二)二月作成、喜右衛門、文右衛門、庄左衛門、平治左衛門、茂右衛門、与惣左衛門差出、武左衛門宛先(千葉県史編纂審議会『千葉県史料 近世篇 上総国 上』千葉県、一九六〇年、三二八―三二九頁)。当該史料に「隠居」の語はないが、本家からの忠告に応じない家長は「身上取上ケ」とあり、改心するまで本家に預けられることから、当該家長が監禁されても改心しなければ強制隠居を執行されたと考えられる。

(10) 「相州足柄下郡曾我別所村民次郎家株再興仕法田畑子孫永々相続方議定書」、嘉永二年(一八四九)四月作成、二宮金次郎作成(佐々井信太郎編『二宮尊徳全集 第一八巻』二宮尊徳偉業宣揚会、一九二九年、九八九―九九八頁)。

(11) 佐々井信太郎編『二宮尊徳全集 第一八巻』(二宮尊徳偉業宣揚会、一九二九年)、九八八―九九八頁。

(12) 「市嶋家本支六家議定」、文化六年(一八〇九)三月作成、市島徳次郎(市島本家五代目徳次郎)、市島六之丞(市島六之丞家五代目六之丞)、市島次郎吉(角市市島家二代目次郎吉)、市島次郎八(丸市市島家初代次郎八)、市島権之丞(金市市島家二代目権之丞)、市島長次郎(山市市島家初代長次郎)制定(市島成一編『家廟之紙碑』継志会、一九六五年、三〇―三三頁)。徳次郎家は、文化六年(一八〇九)年時点で「私祿」(所有石高)八〇〇〇石の巨大地主で(中山清『千町歩地主の研究―米作単作地帯新潟県蒲原平野を中心に―』京都女子大学、一九八五年、九五―九七頁)、幕末期においては推定所有面積一八〇〇町歩であり(中山清『近世大地主制の成立と展開』吉川弘文館、一九九八年、三七六頁)、明治一八年(一八八五)一二月の新潟県下地価一万円以上所有者調査では地価四三万円(新潟県下の地価一万円は概ね耕作

地四〇〜五〇町歩であったので約一七二〇〜二一五〇町歩)の土地を所有した(新潟県農地部農地管理課『新潟県地主資料 第一〇集 新潟県大地主名簿』新潟県農地部農地管理課、一九六八年、三二頁、中山清『巨大地主経営の史的構造』岩田書院、二〇〇一年、四五二頁)。

(13) 「吾家之歴史」、文化一〇年(二八二三)〜嘉永二年(二八四九)記述、熊太郎、国太郎(熊太郎弟)著述(藤原秀之「市島春城の生家、角市市島家の歴史について」翻刻・新潟県立図書館所蔵『吾家之歴史』)―『早稲田大学図書館紀要』第六二号、二〇一五年、一二五〜一九二頁、引用部分は一三七〜一九二頁)。当該史料は、実父の角市市島家三代目次郎吉(一七九二〜一八五四)の功績を、熊太郎存命中(二八三二〜一八四五)においては熊太郎が記録し、熊太郎没後には弟の国太郎が記録したものである(同上、一二八頁)。

(14) 「吾家之歴史」、文化一〇年(二八二三)〜嘉永二年(二八四九)記述、熊太郎、国太郎(熊太郎弟)著述、天保四年(二八三三)八月条(藤原秀之「市島春城の生家、角市市島家の歴史について」翻刻・新潟県立図書館所蔵『吾家之歴史』)―『早稲田大学図書館紀要』第六二号、二〇一五年、一二五〜一九二頁、引用部分は一三七〜一九二頁)。当該史料は三代目次郎吉の一代記の性格を強く持ち(同上、一二七〜一二八頁、ほかの「此方」の使い方をみても「此方」は熊太郎ではないので、引用部分の「此方」とは次郎吉であると考えられる)。

(15) 小林式編『新潟県大地主所蔵資料 第二集 市島家文書』(農政調査会、一九六〇年)、一八九、一九五〜一九七頁、市島成一編『家廟之紙碑』(継志会、一九六五年)、二六〜二七、一一八頁。もとより徳次郎は、天保四年(一八三三)から天保八年(一八三七)において、小作人をはじめとする窮民に救恤もしていた(小林式編『新潟県大地主所蔵資料 第二集 市島家文書』(農政調査会、一九六〇年、一九四〜一九八頁)。

(16) 「父母者隠居いたし候、家督相続之悴、又者一旦分家いたし、別株百姓相続罷在候悴、身持不埒之義有之、勘当帳外いたし度段、父母願出候とも、取上ケ不申、其者不埒之筋(始末)夫々吟味詰、御仕置之義相伺候方二可有御座候哉、(中略)勿論武家二而八隠居之父母江(と)家督之悴を勘当致し候へハ、其家断絶仕候へ共、武家と違、百姓ハ家督之悴に(を)勘当いたし候とも不苦義二御座候哉、(曾我の回答は)書面之通願出候ハ、身持之次第等巨細認取、其時々取

計方可被相伺候、「勘当旧離之決心得方伺」、文政七年（一八二四）九月照会、文政八年（一八二五）回答、伊奈半左衛門（忠信、代官）照会、曾我助弼（勘定奉行）回答、『類例秘録』（松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵 丹鶴城旧蔵幕府史料 第三卷 例格類聚／類聚録／類例秘録』ゆまに書房、二〇〇七年、五六七～五六九頁）。適宜、筆者が「」内を『公裁録』（水利科学研究所監修・荒川秀俊校注『近世農林政史料 1 公裁録』地人書館、一九六三年、三九頁）と校合した。この隠居が家長を勘当することを否定しなかった幕府の見解は、すでに指摘されている（三浦周行『法制史之研究』岩波書店、一九一九年、六三〇～六三二頁）。

- (17) 「四家取極一札之事」、天保三年（一八三二）作成、佐藤家、湯本家、三上家、籠嶋家の各家長制定（岩淵令治『近世上農層における「家」と成員』渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会―越後国岩手村佐藤家文書の研究―』岩田書院、一九九五年、三七九～四二六頁、引用部分は三八五～三八七頁）。四家の居村はすべて越後国頸城郡に属した。佐藤家は、概ね一八世紀後半から居村内で村高の約六〇％の土地を所有し（高沢裕一『米作単作地帯の農業構造―新潟県を中心として―』堀江英一編『幕末・維新の農業構造』岩波書店、一九六三年、一二一～一九〇頁、引用部分は一三九～一四一頁）、明治一八年（一八八五）二月の新潟県下地価一万円以上所有者調査では地価一万円（新潟県下の地価一万円は概ね耕地地四〇～五〇町歩であったので約四〇～五〇町歩）を所有した（新潟県農地部農地管理課『新潟県地主資料 第一〇集 新潟県大地主名簿』新潟県農地部農地管理課、一九六八年、三五頁、中山清『巨大地主経営の史的構造』岩田書院、二〇〇一年、四五二頁）。湯本家は、明治二年（一八八八）の地価四〇〇〇円以上所有者調査では地価五四〇〇円を所有し、籠嶋家は、同じく地価八六〇〇円を所有した（新潟県農地部農地管理課『新潟県地主資料 第一〇集 新潟県大地主名簿』新潟県農地部農地管理課、一九六八年、一六〇頁）。三上家は、同上の明治一八年（一八八五）調査では地価一万円を所有した（新潟県農地部農地管理課『新潟県地主資料 第一〇集 新潟県大地主名簿』新潟県農地部農地管理課、一九六八年、三五頁）。

- (18) 岩淵令治『近世上農層における「家」と成員』（渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会―越後国岩手村佐藤家文書の研究―』岩田書院、一九九五年、三七九～四二六頁）、三八五～三八八頁。

(19) ここで「家長にも及んだ」と含みを持たせているのは、先述の小野補救らの家訓で示唆したように、家督相続直前の嫡子も、不行跡であれば、「勘当」ではなく「隠居」させられる可能性があったからである。この点で「隠居」を文字通り家長権の放棄とみなすか、久離、帳外とみなすかで解釈がわかれる可能性がある。ただし、佐藤家四代目の養嗣子である平六が家督相続を嫌がって明和二年（一七六五）に記した口上書には、仮に自ら（平六）が出奔したあとに親族会議が平六の家督相続を決定し、親族たちが四代目夫婦に「隠居」するよう甘言（「甘々敷御異見」）したとしても、拒否することが記されている（岩淵令治「近世上農層における「家」と成員」渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会——越後国岩手村佐藤家文書の研究——』岩田書院、一九九五年、三七九〜四二六頁、引用部分は三九三〜三九五頁）。この使用例をふまれば、「隠居」は家長権の放棄を意味したといっべてよい。

(20) 「永代申合極証文之事」、文化三年（一八〇六）一月作成、茨曾根村関根五左衛門・関根己之八、五泉町長谷川文左衛門・長谷川良左衛門、新潟浜吉川勘兵衛・吉川勘太郎、茨曾根村関根小左衛門（五左衛門分家）・関根小五郎作成（白根市史編さん室編『白根市史 卷二 近世史料』白根市、一九八五年、五一三〜五一四頁）。茨曾根村の庄屋・関根五左衛門は、文政期（一八一八〜一八三〇）前後に数町歩の梨畑を開き、多大な産額をあげたという（新潟県中蒲原郡役所『中蒲原郡誌』新潟県中蒲原郡役所、一九一八年、三三二〜三三三頁）。

(21) 「五十嵐密語」、文政二年（一八一九）二月作成、五十嵐之義（八代目孫作）作成（高岡文化会編『農政全集』高岡文化会、一九二七年、二〇九〜二三四頁）。五十嵐家は、寛永二年（一六三三）以降、加賀藩の十村を代々務め（高岡文化会編『高岡市史 中巻』高岡市、一九六三年、五八三〜五八五頁）、文化三年（一八〇六）の所有地の石高は六三八・九一七石に及び、このほかに扶持高三五石を得ていたという（平井武夫「富士谷御杖大人の生活（下）——篤好の研究別篇——」『國學院雜誌』第二五卷第六号、一九一九年、三五〜五一頁、引用部分は四四頁）。

(22) 「一札之事」、明和三年（一七六六）作成、平池村治右衛門（一九代目与治兵衛）・日下村作兵衛・巢本村毛世、点野村璞翁・平池村庄屋久兵衛・平池村年寄藤左衛門作成、平池村治兵衛・重次郎（二〇代目与治兵衛）、野口村茂右衛門宛先（門真町史編纂委員会編『門真町史』門真町、一九六二年、二〇五〜二〇六頁）。平池家は、宝暦二年（一七六二）から

居村平池村の庄屋を務め、当時、平池村に七三・七石の土地、近隣村に一〇町歩余の出作地を所有した。二〇代目の頃の文化一三年（一八一六）には所有地宛米高（年貢諸役と地主徳分から成る小作料基準高）は七〇・九二八石に及び、二四代目の頃の一八世紀中頃には所有田畑は一〇〇町歩、諸藩への献金や融資金も多額に達したという（寢屋川市役所編『寢屋川市誌』寢屋川市役所、一九六六年、七八八〜七九二頁）。

- (23) 「書置之事」、寛保元年（一七四二）七月作成、九兵衛宗光（要家一 目源太夫宗光）作成、善六（要家分家金目善六）、清兵衛（善六弟）、五郎兵衛（堺宿屋町高三五郎兵衛）、茂兵衛（大坂順慶町平野屋茂兵衛）、勘兵衛（和泉国日根郡木積村（現大阪府貝塚市）庄屋南川勘兵衛）、源太夫（要家一 二代目源太夫宗玄）宛先、「要家文書」（貝塚市教育委員会寄託）まD三三三—一六。要源太夫家は、一八世紀後半以降、概ね一四〜一五町の土地を所有した大地主である（萬代悠『近世畿内の豪農経営と藩政』塙書房、二〇一九年）。

- (24) たとえば、先述の西村（千切屋）治兵衛家にくる延享三年（一七四六）の家訓には、「万一其（為致隠居名跡見立家督譲り替可申候）節、当主及違背二候は、御公儀様江御願申上、名跡相改、家相続可致事」とあり（京都府編『老舗と家訓』京都府、一九七〇年、一〇七〜一〇九頁、足立政男『老舗の家訓と家業経営』広池学園事業部、一九七四年、二八二頁）、佐藤家、湯本家、三上家、籠嶋家の契約書においては、「尤無抛押込二隠居等為致候節、若シ当人不承知にて彼是我意申募り候ハ、此取極書付ヲ以 御上様江訴出、御威光を以成共、三軒之者共存寄通り取斗可申候」とある。「四家取極一札之事」、天保三年（一八三二）作成、佐藤家、湯本家、三上家、籠嶋家の各家長制定（岩淵令治『近世上農層における「家」と成員』渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会―越後国岩手村佐藤家文書の研究―』岩田書院、一九九五年、三七九〜四二六頁、引用部分は三八五〜三八七頁）。

- (25) 「書置之事」、寛保元年（一七四二）七月作成、九兵衛宗光作成、善六、清兵衛、五郎兵衛、茂兵衛、勘兵衛、源太夫宛先、「要家文書」まD三三三—一六。

- (26) 「悴共儀諸書付不相成儀いたし、家業不情仕候ハ、御異見頼申候、善次（善六倅）事おこり若守入不申候ハ、御断被申上、御追出し、弟共二家相続いたさせ可被下候」、「未霜月上旬書置」、享保一二年（一七二七）霜月上旬作成、金目

善六作成、源太夫、源次郎（畠中村組頭）、さかい五郎兵衛（高三五郎兵衛）、こつミ勘兵衛（南川勘兵衛）、さの川や源右衛門（貝塚寺内町佐野川屋源右衛門）、沢屋武兵衛宛先、「要家文書」まA—一六六。

- (27) 「佐野久左衛門当三月二御上山之松木壹本伐取申候二付、三月十三日庄屋御取上ケ、三十日追込ニ壹貫匁過料被仰付候二付、(中略)久左衛門隠居ニ(源太夫が)逢、隠居被申候ハ、代々親子共しくじり右之体之仕合、依之悴も最早此上再勤も出来不申、いつ方へ成共遣し可申積り、依之住吉江私妹縁付居、右妹ニ男子兩人有之、弟則当年十八歳ニ罷成申候、則私之甥故、右甥ヲ貫相統仕度、何分各様へ厚御頼申上度と久左衛門隠居申候、「日記」、文政三年(一八二〇)四月七日条、源太夫宗徳(要家一四代目源太夫)記述、「要家文書」け—二七。懲罰も「家」の汚名として、強制隠居執行の要因になりえた。懲罰の対象は不正だけにとどまらない。岸和田藩の場合、村役人Ⅱ地主層については、①徴税機構の末端として、家長は市場を反映した適切な契約条件を提示し、経営の維持と拡大を図り、②年貢皆納義務を履行しながら、村の保全にも努める必要があった。豪農層については、様々な仲介・調停役、ときには領民の代表者として、家長は水面下の相談、調査、交渉を駆使しながら、支配—被支配双方から糾弾される余地を極限まで小さくする行動をとる必要があった(萬代悠「畿内豪農の「家」経営と政治的役割」『歴史学研究』第一〇〇七号、二〇二一年、七二—八四頁、引用部分は七九頁)。

- (28) 「文政三庚辰年日記」、文政三年(一八二〇)九月条、源太夫宗徳記述、「要家文書」け—一〇八。
- (29) 「日記」、文政三年(一八二〇)四月七日条、源太夫宗徳記述、「要家文書」け—二七。
- (30) 萬代悠「近世畿内の豪農経営と藩政」(塙書房、二〇一九年)、六四九頁。
- (31) 萬代悠「畿内豪農の「家」経営と政治的役割」(『歴史学研究』第一〇〇七号、二〇二二年、七二—八四頁)、七六頁。
- (32) 高林清左衛門家は、文化一〇年(一八一三)一二月時点で、居村と近隣村に石高三一石余の土地を所有する大地主であった(萬代悠「和泉清水領の利殖と救荒」『日本史研究』第七二七号、二〇二三年、六一—九〇頁)。
- (33) 「差入申一札之事」、文政四年(一八二一)三月作成、藤三郎実父高林清左衛門・藤三郎兄高林雅五郎作成、「高林家文書」(高林永統氏蔵) I—七四—一三一—一九。

(34) 「家掟」、寛政七年（一七九五）一〇月作成、制定者不明（広島県府中市編『府中市史 史料編Ⅲ 近世編下』広島県府中市、一九八八年、四九四～四九六頁）。小野家は、一八世紀末には定米高（年貢諸役と地主徳分を含む基礎小作料）五〇〇石の土地を所有する大地主であり、寛政五年（一七九三）には芦田郡の大庄屋を務めた（同上、一九八八年、二三頁）。この史料については、平下義記氏のご教示を得た。記して御礼申し上げる。

(35) 「家務并融通銀仕法録」、弘化四年（一八四七）一二月作成、野崎武左衛門作成（ナイカイ塩業株式会社社史編纂委員会編『備前児島野崎家の研究―ナイカイ塩業株式会社成立史―』竜王会館・ナイカイ塩業株式会社、一九八一年、六四二～六五八頁）。野崎家は、文政九年（一八二六）には八反五畝一三歩（石高一〇・六四石）、慶応二年（一八六六）には村内のみで一町二反五畝の田畑を所有した。このほか、文化六年（一八〇九）頃から足袋の製造・販売をおこない、文政一〇年（一八二七）には足袋商売などの利益を元手に塩田開発に着手し、武左衛門一代で公畝（課税対象面積）四八町六反四畝二九歩半にも及ぶ塩田を築いた（同上、三九～四四、八二～九三頁）。

(36) 「家伝相統記」、天保一四年（一八四三）四月作成、河北八兵衛（永孝）作成（秀村選三「近世後期筑後農村における豪農の生活慣行と家訓―河北家「家伝相統記」をめぐる―」『経済学研究』第四二号、一九七七年、七九～九五頁、引用部分は八一～八三頁）。河北家は、天保元年（一八三〇）時点で田畑三町五反五畝と若干の山林を所有し、天保四年（一八三三）には久留米藩への献金五〇両を納めて帯刀を許された。文久二年（一八六二）には、二六町余の田畑を所有していたという（同上、八〇頁）。

(37) 信濃国小県郡踏入村（現長野県上田市、上田藩領）の出野家の家訓「家督相統制詞条々」、天明四年（一七八四）三月作成、出野多右衛門書之制定（長野県編『長野県史 近世史料編 第一巻（一）東信地方』長野県、一九七一年、四八二～四八二頁）。河内国茨田郡門真一番下村（現大阪府門真市、幕府領）の幣原家の家訓「家相統之覚」、天明六年（一七八六）六月作成、幣原佐兵衛、幣原藤右衛門制定（門真市史編さん委員会編『門真市史 第三巻 近世史料編』門真市、一九九七年、四六七～四六八頁）など。

(38) 米崎清美「近世後期の村社会と「村用」―「家」と「村」と村落行政―」（『法政史学』第四八号、一九九六年、二二～

四八頁)など。旧離とは、失踪した親族との関係を断絶する行為のことである。なお、近江国蒲生郡蒲生堂村(現滋賀県東近江市、旗本領)の場合、村役人ではない百姓家の母が、親族と相談を経て不埒の息子の勘当を求めた事例もある。「乍恐以書付奉願上候」、文化一三年(一八一六)閏八月作成、忠兵衛母作成(蒲生町史編纂委員会編『蒲生町史 第四巻 史料』蒲生町、二〇〇一年、四七一〜四七三頁)。

(39) 大藤修『近世農民と家・村・国家―生活史・社会史の視座から―』(吉川弘文館、一九九六年)、大藤修『近世庶民社会論―生老死・「家」・性差―』(吉川弘文館、二〇二二年)、一三六〜一三七頁、川鍋定男「江戸時代、隠居・老人の扶養と村・地域社会―独居老人の扶養と介護、隠居の世話と隠居免相続―」(神奈川大学日本経済史研究会編『日本地域社会の歴史と民俗』雄山閣、二〇〇三年、一〜五四頁)など。

おわりに

本稿では、武家・公家・商家・農家を事例に、概ね広く、不行跡の家長(武家の場合には主君)に対する強制隠居の慣行がみられることを確認した。以下では、明治初年からの廃戸主制度を紹介し、それに対する当時の認識から、「家」制度、とくに強制隠居の慣行が与えたであろう、家長の行動に対する制約を示しておく。

廃戸主制度の場合、特定の要件を満たせば、戸主(家長)の意思に関係なく、親族が戸主の戸主権を剥奪することができた。その要件とは、①戸主が失踪後二か月を経過したとき(ただし、やむをえない事情がある際には失踪後一〇か月を経過したとき)、②戸主の放蕩により一家の浮沈にかかわるとき(ただし、戸主が故障を申し立てた際には裁判処分を仰ぐ)、③戸主の瘋癲(精神病)により家事を自ら辞することができないとき、④戸主が一年以上の禁錮に処させられ、一家生活の途を失ったとき、⑤幼年戸主の疾病、そのほかの事由があり、一家維持の目的がなく、廃嫡をすべき

とき、のいづれかであった。⁽¹⁾

この廃戸主制度は、明治三年（一八九〇）公布の旧民法、明治二年（一八九八）施行の明治民法のいづれにおいても採用されなかった。昭和十一年（一九三六）刊行の『改選公民科教材及教授法講座』によると、隠居の適用条件（明治民法第七五二条）には、当人の自由意志にもとづくべきことが要件として記されている。すなわち、「隠居は戸主たる人が自ら其の地位を退くもので決して他から強制せらるべきものではない。然るに昔は強制隠居等と称して必要のために強迫せられ、又はだまされて隠居をした風があったが、これは斯かる弊風（悪習）を禁遏（禁止）するの精神に出たものである」とある。⁽²⁾ 一方、昭和十九年（一九四四）刊行の『改正民法正解』では、隠居の取消（明治民法第七五九条）にも言及があり、「隠居は戸主が戸主権を拋棄する単独の意思表示であるから、戸主の自由意志に因らねばならぬのは勿論である。故に所謂押込隠居等は法律の認めないものである。従つて隠居が詐欺又は強迫に因つて為された場合には、之を取消することが出来るのである」とある。⁽³⁾

ここで注意すべきは、明治施行前では、「だまされて（強制）隠居をした風」や、「詐欺又は強迫に因つて（強制）隠居が為された場合」があったということである。このように強制隠居（廃戸主）の規定については、家長自体に問題がなかったとしても、親族たちが結託して、恣意的に当代家長を隠居させることもできたと認識されていた。⁽⁴⁾

当然、近世では、親族が当代家長を隠居させたい場合、領主の強制力を得るためには証拠の提出が求められた（市島家の事例）。明治民法施行前の近代においても、たとえば養父母が養子の家長を離縁（廃戸主）したい場合、裁判所の認許を得るためには家長の実家の同意が求められた。これは養父母の恣意を防止するためであった。⁽⁵⁾

しかし、このような恣意的な強制隠居の防止策があったとしても、当代家長は、親族たちが結託して自らを隠居させようとするかもしれないという脅威にさらされていた。当代家長には、適切に財産を管理し継承する能力だけでなく、

親族との良好な関係を築く努力も必要であったことを忘れてはならない。家長の行動は、親族たちの監視に制約を受けていた。私たちが史料を読むうえでも、このことを常に念頭に置くべきではないか。

なお、いつから強制隠居慣行がみられるかについては、現時点で十分な回答を用意することはできない。ただし、家訓・遺書類に強制隠居慣行がみられるのは、商家では一八世紀以降、農家では概ね一九世紀以降（とくに畿内においては一八世紀中頃以降）である。越中国砺波郡内島村の五十嵐家の家訓では、呉服商下村家（大丸屋）の強制隠居慣行が紹介されていたこともふまえると、概ね、都市部から農村部へと強制隠居慣行が伝播したと考えてよい。

この点で、農家の「家」の成立を、継承すべきものとして整理されることでようやく形成された「家産」や、独立した経営体としての運営が整備されてはじめて生まれた「家計」から厳密に捉え、その時期を一八世紀後半以降に設定した長谷川弘の見解は極めて重要である。⁽⁶⁾維持・継承すべきものとしての「家」が（厳密な意味で）成立したとき、その「家」を未来永劫に存続させるためにも、不行跡の家長に対する強制隠居慣行が求められていったと考えられる。

(1) 柳川勝二『日本親族法要論』（清水書店、一九二四年）、一一五頁、角田幸吉『家族法論―家を中心として』（酒井書店、一九三一年）、一六一頁。

(2) 公民教育研究会『改選公民科教材及教授法講座 第一巻 修正』（中文館書店、一九三六年）、九七頁。

(3) 尾山万次郎『改正民法正解』（天泉社、一九四四年）、四三頁。

(4) 実際、このような恣意的な強制隠居を危ぶむ声も大きかった。法学者・穂積陳重の『隠居論（第一版）』には、「従来押込、隠居、杯と称し、親族等の協議により、他より強て隠居せしむるが如き悪弊を禁遏（禁止）せんが為め、（明治二三年旧民法については）特に明文を以て隠居の任意に出るを要することを定めたり」とあり（穂積陳重『隠居論（第一版）』哲学院、一八九一年、一四六頁）、『隠居論（第二版）』には、「旧民法は其財産取得編三百六條に於て隠居は隠居者の任意

に出づることを要する旨を明言したり。是れ蓋し当時の立法者が従来往々存したる押込隠居の弊害を禁止せんとする老婆心に出でたる條規なるが如しと雖も、斯くの如きは、法律行為の性質上言ふを俟たざる所なるを以て、現行民法（明治三一年民法）は之に關して特に明文を設けざりしなり」とある（穂積陳重『隠居論（第二版）』有斐閣、一九一五年）。穂積陳重の認識には、「押込隠居」は刑罰に相当し、文明国にはあってはならない悪習かつ弊害であるという見解があった。結局、廃戸主制度が資本の自由な流通を阻害するとして、明治民法は廃戸主制度を採用しなかつた（村上博「明治・大正・昭和戦前期における判決例の研究（二）」『法律論叢』第八七卷第一号、二〇一四年、二九一～三三三頁、引用部分は三二〇～三二二頁、稲田龍樹「民法九〇七条の協議の意義と系譜（下）」家事事件手続法における当事者主義的運用の基礎的研究―『学習院法務研究』第一〇号、二〇一七年、一一七～二〇七頁、引用部分は二三三頁。なお、大正八年（一九一九）から議論された民法改正要綱では、廃戸主制度の復活が盛り込まれたが、結局は実現しなかつた（藤原玲子「法体制再編期における「家」制度と勤労者の家族―特別法と判例を通して―」『史林』第四七卷第三号、一九六四年、一～三四頁、近藤佳代子民法改正要綱における廃戸主制度の導入とその意味―日本近在法制史研究会編『日本近代国家の法構造』木鐸社、一九八三年、三〇一～三二九頁）。

- (5) 宇野文重「廃戸主制度における「家」と戸主権」『法制史研究』第五二号、二〇〇三年、四七～七九頁、六四～六六頁。
- (6) 長谷部弘「上塩尻村蚕種家の家業活動」（長谷部弘・高橋基泰・山内太編『近世日本における市場経済化と共同性―近世上田領上塩尻村の総合研究Ⅱ―』刀水書房、二〇二二年、第一・二節、七一～一二頁）。なお、当該共同研究は親族（あるいは同族）同士の相互給付を重視するが、筆者は親族同士の相互監視を重視する点で、問題意識が異なる。

〔付記〕 本稿の作成にあたっては、岩淵令治氏、佐藤一希氏、高槻泰郎氏、中林真幸氏、林大樹氏、平下義記氏、村和明氏の教示を賜った。記して御礼申し上げる。もとより、ありうべき本稿の誤謬は筆者に帰属する。